

**立川市立第二小学校等複合施設整備事業
要求水準書**

令和6(2024)年4月

立川市

目次

第1章 総則	1
1. 本事業の目的	1
2. 本事業の基本理念	2
(1) 本施設の基本方針	2
(2) 学校施設整備の基本方針	2
(3) 児童館整備の基本方針	2
(4) 学童保育所整備の基本方針	2
(5) その他：本施設の運用の考え方・施設共用の方針	2
3. 本事業の概要	2
(1) 事業の対象となる施設	2
(2) 事業方式	3
(3) 事業の対象範囲	3
(4) モニタリングの実施	4
(5) 地域への貢献	4
4. 遵守すべき法制度等	4
(1) 法令等	4
(2) 東京都の条例等	5
(3) 立川市の条例等	5
(4) 各種基準等	6
5. 諸条件	7
(1) 立地条件及び施設概要	7
(2) 供用開始期限	8
(3) 施設利用者の想定数	8
(4) 本施設の運営日・運営時間	9
第2章 設計業務に関する要求水準	10
1. 設計業務における基本的な考え方	10
(1) 特に提案を求める事項	10
(2) 意匠計画の考え方	10
(3) 安全対策	13
(4) 防犯対策	13
(5) ユニバーサルデザイン計画	14
(6) ICT教育環境整備	14
(7) 地球環境配慮	14
(8) 外装・内装デザイン	15

(9) 構造計画の考え方	16
(10) 設備計画の考え方	17
(11) 周辺インフラとの接続	21
(12) 外構計画	22
(13) 防災安全計画の考え方	24
(14) その他の考え方	24
2. 設計業務対象施設に係る要件	25
(1) 規模	25
(2) 諸室共通条件	25
(3) 必要諸室の概要	25
3. 設計業務遂行に係る要求内容	48
(1) 業務の対象範囲	48
(2) 業務期間	49
(3) 設計体制と管理技術者等の設置	49
(4) 設計計画書及び設計業務完了届の提出	49
(5) 基本・実施設計完了時の確認	50
(6) 基本設計及び実施設計に係る書類の提出	50
(7) 設計業務に係る留意事項	50
(8) 設計変更について	51
第3章 建設業務に関する要求水準	52
1. 業務の対象範囲	52
2. 業務期間	52
3. 業務の内容	52
(1) 基本的な考え方	52
(2) 工事計画策定にあたり留意すべき項目	53
(3) 実施体制	53
(4) 着工前業務	53
(5) 建設期間中業務	54
(6) 完成時業務	56
第4章 解体撤去等業務に関する要求水準	58
1. 業務の内容	58
(1) 解体撤去業務に関する基本事項	58
(2) 新築工事完了後の残工事（外構工事等）に関する基本事項	59
(3) 着工前の準備業務	59
(4) 工事期間中の業務内容	60
(5) 工事完了時の業務内容	60

(6) 保険	60
(7) 近隣対応・対策	60
第5章 仮設校舎建設業務(仮設校舎の解体含む。)に関する要求水準	61
1. 業務の内容	61
(1) 基本的な考え方	61
(2) 着工前業務	67
(3) 建設期間中業務	67
(4) 完成時の業務	67
(5) 保険等	67
(6) 近隣対応・対策業務	67

第1章 総則

本要求水準書は立川市（以下「市」という。）が発注する立川市立第二小学校等複合施設整備事業（以下「本事業」という。）で整備する立川市立第二小学校（以下「第二小学校」という。）、立川市高松児童館（以下「高松児童館」という。）、及び立川市曙学童保育所（以下「曙学童保育所」という。）の複合施設（以下「本施設」という。）の設計・建設事業に適用するものであり、市の要求する最低水準の性能等を示すものである。応募者は、実施方針、本要求水準書及び令和4（2022）年9月に策定した「第二小学校／高松児童館／曙学童保育所複合施設整備基本計画」の内容を十分に確認し、また、令和4（2022）年3月に策定した「立川市学校施設標準仕様」等に示された諸条件を遵守して提案を行うこととする。

1. 本事業の目的

市では、平成30（2018）年度に策定した「立川市公共施設再編個別計画」及び令和3（2021）年3月に策定した「立川市前期施設整備計画」に基づき、公共施設の建替え及び複合化等を進めており、安全で持続可能な公共施設を保有し続けるため、床面積を削減するとともに、公共施設の再編を行い、地域サービス水準を維持することとしている。

このような中で、第二小学校は築後50年以上が経過するなど老朽化が進んでおり、同じく老朽化が進む近隣の高松児童館、曙学童保育所と複合化し、子どもたちが主役となる拠点として整備することとなった。

本施設の整備にあたっては、民間企業のノウハウを活用し、効率的かつ効果的に質の高い公共サービスを提供することを目的とする。

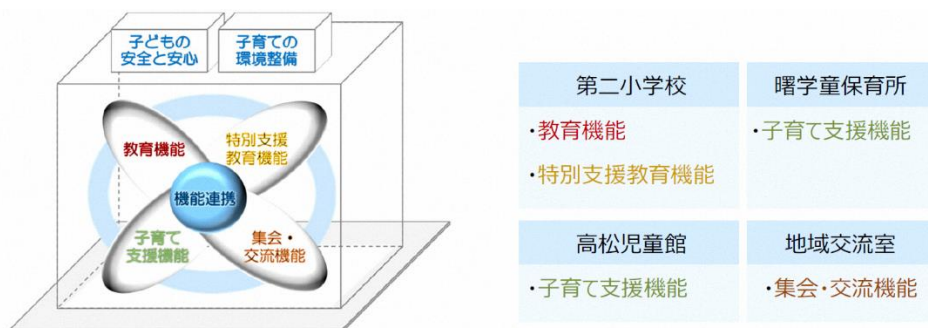
2. 本事業の基本理念

(1) 本施設の基本方針

本施設に小学校で担う教育機能、特別支援教育機能に子育て支援機能を集約するとともに、集会・交流機能を加え、子どもたちが主役となる地域の拠点として整備する。具体的には、第二小学校に高松児童館及び曙学童保育所で担っていた機能並びに集会・交流機能を併せて建替えることとする。

本施設は教育機能を担うほか、児童館及び学童保育所が担う子どもの居場所を含めた子育て支援機能を展開し、子育て環境の充実に資するとともに、地域住民が集会等の活動ができる施設として整備する。

また、一次避難所としても重要な機能を担っているため、防災機能の充実に努める。



(2) 学校施設整備の基本方針

子どもたちが健康で安全・安心な学校生活を送ることができ、子どもたちの主体的な活動を支援できる学校施設を目指す。また、多様な学習形態による活動が可能であり、コミュニティスクールとして地域コミュニティの拠点となり、社会環境や教育環境の変化に対応可能である学校施設を目指す。

(出典：「立川市学校施設標準仕様」(令和4(2022)年3月策定))

(3) 児童館整備の基本方針

0歳から18歳未満の「子どもの居場所」として、利用者が安全で安心して利用でき、地域における子育て支援の拠点となる施設を目指す。

(4) 学童保育所整備の基本方針

保護者が仕事等により家庭で保育できない小学生に、安全で安心できる保育を提供できる施設を目指す。

(5) その他：本施設の運用の考え方・施設共用の方針

セキュリティを確保し、安全かつ利便性の高い複合施設を目指す。

3. 本事業の概要

(1) 事業の対象となる施設

本事業で対象とする施設は、次のとおりとする。

1) 設計・建設を行う施設

- ・ 第二小学校（校舎・体育館・仮設校舎を含む。）
- ・ 高松児童館
- ・ 曙学童保育所
- ・ 地域交流室（仮称）

2) 解体を行う施設

- ・ 第二小学校（校舎・体育館・仮設校舎を含む。）
- ・ 曙学童保育所

(2) 事業方式

本事業は、本施設に係る設計・建設等の業務を一括で行うDB (Design Build)方式により実施する。

(3) 事業の対象範囲

1) 民間事業者が行う業務

ア 設計業務

- ・ 事前調査業務（市が事前に提示する調査結果以外に必要なもの）
- ・ 本施設の設計業務（外構、仮設校舎、解体、法令等によって必要な諸手続き等を含む。）
- ・ 市が行う文部科学省等の交付金等又は許可に関する申請に必要な図書の作成に係る業務
- ・ その他、上記の業務を実施するうえで必要な関連業務

イ 建設業務

- ・ 本施設の建設業務（外構等を含む。）
- ・ 什器・備品等の調達及び設置業務（既存施設から移設するもの及び別途市が調達するものを除く。）
- ・ 建設工事に係る許認可申請等
- ・ その他、上記の業務を実施するうえで必要な関連業務

ウ その他の業務

- ・ 既存校舎等の解体・撤去
- ・ 既存学童保育所の解体・撤去
- ・ 仮設校舎の設置（機械警備を含む。）及び解体・撤去
- ・ 前項までの各業務を実施するうえで必要な近隣対応（民間事業者が対応すべき内容）
- ・ その他、上記の業務を実施するうえで必要な関連業務

2) 市が行う業務

ア 設計・建設に関する業務

- ・ 近隣対応（市が対応すべき内容）
- ・ 本施設の文部科学省等の交付金等申請手続き
- ・ 本施設の設計・建設に伴う監督

イ その他の業務

- ・ 工事監理業務
- ・ 既存校舎から仮設校舎への移転並びに仮設校舎、高松児童館及び曙学童保育所から本施設への移転
- ・ 不要備品等の廃棄業務

(4) モニタリングの実施

市は、民間事業者が要求水準書等の公表資料及び事業提案書の記載内容に基づいて、適切に本事業を実施していることを確認するため、各業務の遂行状況についてモニタリングを行う。民間事業者は、市が実施するモニタリング内容を考慮し、各業務の進捗及び内容に対応したセルフチェックを行うこととする。なお、その体制、方法、手順、必要書類等についてはあらかじめ市へ提案し、承認を受けること。

(5) 地域への貢献

市は、本事業の実施に際し、立川市内に本店・本社を置く企業が加わるなど、地元経済発展等への配慮を大いに期待している。民間事業者は、本施設の設計・建設にあたっては次の項目に留意すること。

- ・ 一部工事の発注又は委託を行う場合の、立川市内に本店・本社を置く企業の参画
- ・ 立川市内に本店・本社を置く企業等からの用役、材料の調達
- ・ 立川市自治会等を応援する条例第6条（事業者の役割）の趣旨を踏まえ、地域の自治会等の活動へ積極的に参加し協力することによる地域コミュニティ活性化の推進

4. 遵守すべき法制度等

本事業の計画及び実施において、主に遵守すべき法制度等を以下に示す。

(1) 法令等

1) 学校、学童保育所及び児童館関係

- ・ 学校教育法
- ・ 小学校設置基準
- ・ 学校環境衛生基準
- ・ 児童福祉法
- ・ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準

- ・その他関連する法令等

2) 都市計画・建築関係

- ・都市計画法
- ・建築基準法
- ・消防法
- ・景観法
- ・都市の低炭素化の促進に関する法律
- ・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- ・建築士法
- ・その他関連する法令等

3) 環境・建設関係

- ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ・大気汚染防止法
- ・土壌汚染対策法
- ・騒音規制法
- ・振動規制法
- ・電気事業法
- ・建設業法
- ・その他関連する法令等

(2) 東京都の条例等

- ・東京都建築安全条例
- ・火災予防条例
- ・東京都福祉のまちづくり条例
- ・高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例
- ・その他関連する条例等

(3) 立川市の条例等

- ・立川市学童保育所条例
- ・立川市児童館条例
- ・立川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ・立川市中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例
- ・立川市景観条例

- ・立川市宅地開発等まちづくり指導要綱
- ・その他関連する条例等

(4) 各種基準等

本事業の実施に当たっては、次に掲げる基準等と同等以上の性能又は仕様とすること。なお、設計及び工事着手時点での最新版を適用することとし、解釈に関して疑義等が生じた場合は市と協議の上、適否について決定すること。

- ・建築設計基準及び同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修）
- ・建築構造設計基準及び同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修）
- ・建築設備設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修）
- ・官庁施設の総合耐震・対津波計画基準 令和3年度版
- ・公共建築工事標準仕様書 建築工事編（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・公共建築工事標準仕様書 電気設備工事編（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・公共建築工事標準仕様書 機械設備工事編（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・公共建築工事積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・公共建築数量積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・公共建築設備数量積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・公共建築物整備の基本指針（東京都財務局）
- ・東京都建設リサイクルガイドライン（東京都）
- ・都立建築物のユニバーサルデザイン導入ガイドライン（東京都財務局）
- ・構造設計指針・同解説（東京都財務局）
- ・東京都建築工事標準仕様書（東京都財務局）
- ・東京都電気設備工事標準仕様書（東京都財務局）
- ・東京都機械設備工事標準仕様書（東京都財務局）
- ・デジタルテレビ放送受信障害対策処理要領（東京都財務局）
- ・立川市学校施設標準仕様
- ・日本建築学会諸基準
- ・その他、本事業に必要な関係基準等

5. 諸条件

(1) 立地条件及び施設概要

本施設の建設予定地の概要は次のとおりである。

所在地	立川市曙町3丁目23番1号
敷地面積	約 13,150 m ²
用途地域	第一種住居地域
容積率/建ぺい率	200%/70% (60%角地緩和 10%)
防火地域	準防火地域
高さ制限	25m 第2種高度地区
接道条件	西側道路 (市道中 89 建築基準法第 42 条第 1 項第 1 号道路) 北側道路 (学校周囲道 建築基準法第 42 条第 1 項第 3 号道路) 東側道路 (学校周囲道 建築基準法上の道路ではない) 南側道路 (市道中 80 建築基準法第 42 条第 2 項道路)
日影規制	測定面 4.0m 5mライン/4時間 10mライン/2.5時間

建物の建築計画は次の内容を基本とする。

階数	地上 4 階建て
延床面積	6,850 m ² 以内 (既存プールの関係諸室 57.21 m ² を含む)

複合する機能と諸室の考え方は次のとおりとする。

区分 教室等	内容
第二小学校	
普通教室等	普通教室：18 室、少人数教室：2 室、多目的教室：1 室
特別教室	理科室：1 室、音楽室：1 室、図工室：1 室、家庭科室：1 室
図書室	図書室 (ラーニング・コモンズ*)：1 室
特別支援学級教室	小教室：5 室、教職員準備室兼教材室：1 室 (特別支援教室の教職員準備室兼教材室と共用可能)
特別支援教室	小教室：2 室、教職員準備室兼教材室：1 室 (特別支援学級教室の教職員準備室兼教材室と共用可能)
管理諸室	職員室：1 室、校長室：1 室、事務室：1 室、保健室：1 室、用務員室：1 室、倉庫・教材室：適宜、教育相談室：1 室、会議室：1 室、教職員用更衣室：男女各 1 室、給湯室：1 室
児童活動等諸室	児童会室：1 室、放送室：1 室、児童用更衣室：適宜
保護者・地域連携諸室	保護者活動室 (PTA 室)：1 室、コミュニティルーム：1 室
給食施設	配膳室：各階 1 室
体育施設	体育館：1 室、屋外体育倉庫：1 室 ※水泳授業における民間等屋内プールの活用を検討中のため、プール整備については保留とする。
高松児童館・曙学童保育所	
高松児童館	遊戯室：1 室、多目的室：1 室、図書室：1 室、トイレ：1 室 (曙学童保育所と共用可能)、授乳室：1 室、事務室：1 室 (曙学童保育所と共用)、給湯室：1 室、倉庫：適宜、更衣室：1 室

曙学童保育所	学童保育室：1室、トイレ：1室（高松児童館と共用可能）、事務室：1室（高松児童館と共用）、配膳室：1室、倉庫：適宜
集会・交流機能	地域交流室：1室
防災施設	防災備蓄倉庫：1室

*学習・情報センターとしての機能や、多様な学習活動に対応できる場としての空間を設けることを指す。

(2) 供用開始期限

本施設は、令和10(2028)年度の3学期（令和11(2029)年1月）からの供用開始を目標としているため、令和10(2028)年11月末までに引き渡し等を行い、新校舎等へ引っ越しができるようにすること。

なお、外構工事及び仮設校舎・既存施設解体等を含めたすべての工事を令和12(2030)年1月10日までに完了すること。

(3) 施設利用者の想定数

1) 第二小学校

供用開始時点の児童数の見込み500人程度（通常の学級18学級（1学級35人）・特別支援学級は4学級（1学級8人）※4学級を5グループに展開して授業を行うため、小教室は5室必要）、教職員約70人

2) 高松児童館

想定利用者数は約70人/日、スタッフ4人～6人

3) 曙学童保育所

定員60人、指導員3人～5人

4) 地域交流室

想定利用者数は約30人/日

(4) 本施設の運営日・運営時間

1) 第二小学校

第二小学校のうち、地域住民等に向けた一般開放を想定している施設は、現状の各施設の運営状況を踏まえ、校庭、体育館、会議室等を想定している。

なお、一般開放について、利用者は来校者用出入口から入り、受付にて鍵の受け渡し等の手続きを行ったうえで利用することとする。

学校施設はスポーツ又はレクリエーションによる団体利用とその他の利用方法とがあり、利用方法や内容が異なり、以下の3つの要件に基づいて学校施設利用と学校体育施設利用に分けて運用を行うこととする。

(ア) 利用方法はスポーツ又はレクリエーション

(イ) 利用場所は校庭又は体育館

(ウ) 利用頻度は週1回などの定期利用

(ア)～(ウ)で一つでも該当しない場合 ⇒ 学校施設利用（団体利用以外）

(ア)～(ウ)まですべて該当する場合 ⇒ 学校体育施設利用（団体利用）

	利用窓口	利用場所	運営時間
学校施設利用 (団体利用以外)	小学校	校庭、体育館、 会議室等	9:00-22:00
学校体育施設利用 (団体利用)	スポーツ 振興課	校庭、体育館	(午前) 9:00-12:00 (午後) 13:30-16:30 (夜間) 18:00-21:00

2) 高松児童館

利用対象者	料金	運営時間
0歳から18歳未満の子どもを 中心に市民等	無料 ※貸館については有料 (減免の場合あり)	9:00-22:00 (こどもの日を除く祝日及 び休日、12月29日～1月 3日は休館日)

3) 曙学童保育所

定員	運営時間
60人	日曜日・祝日・12月29日から1月3日を除いた日のうち 平日：放課後から18:00（延長保育は19:00まで） 学校休業日：8:00～18:00（延長保育は19:00まで）

4) 地域交流室

利用対象者	料金	運営時間
地域住民等	有料（減免の場合あり）	9:00-22:00

第2章 設計業務に関する要求水準

1. 設計業務における基本的な考え方

(1) 特に提案を求める事項

将来の教育内容・教育方法等の変化及び児童数の変動等に対応できる柔軟性を持たせた施設計画を求める。また、施設整備費及び長期にわたる維持管理費を含むライフサイクルコストの縮減に向けた各種の工夫を求める。

(2) 配置計画の考え方

1) 全体配置

全体配置は、敷地全体のバランスや維持管理の方法及びセキュリティ対策を考慮に入れ、以下の項目に留意して、均衡のとれた死角の少ない計画とすること。また、近隣の住宅等との離隔距離を可能な限り確保すること。添付資料8「動線・配置に関する参考イメージ図」を参照のこと。

- ・ 建設中も既存体育館を引き続き利用できる配置計画とし、仮設の体育館は設けないものとする。新体育館の供用が開始された後に、既存体育館の解体を行うものとする。
- ・ 第二小学校、高松児童館、曙学童保育所、地域交流室の各施設を、効率的でコンパクトな配置とし、可能な範囲で施設・機能間での室やスペースの共有化を図り、施設の多目的化・稼働率の向上を図ること。それぞれの管理区分の連携を保ちつつセキュリティにも最大限配慮すること。
- ・ 効率的なメンテナンス、ランニングコストの抑制、管理・運営のしやすさ等の維持管理・運営に配慮した配置計画とすること。
- ・ 第二小学校、高松児童館、曙学童保育所、地域交流室の各施設へは、バリアフリーの移動動線を適切に確保できる配置計画とすること。
- ・ 校庭は、面積や日照の確保に最大限配慮し、効率的な施設配置とすること。
- ・ 本施設の整備によって、近隣の日影を過大に増加させない規模・配置とすること。
- ・ 近隣への電波障害を発生させないように規模・配置を検討すること。また、電波障害調査を行い、電波障害の影響を受ける住宅を特定すること。
- ・ 近隣の住宅環境（騒音、視線、振動、排気、土埃等の飛散、夜間照明の影響など）に十分に配慮するとともに、周囲に圧迫感を与えない計画とすること。
- ・ 高松児童館、曙学童保育所、地域交流室の各施設については、一体的に一つの事業者が維持管理することを想定している。

2) 動線計画

- ・ 児童や教職員をはじめ本施設の利用者が、安全かつ円滑に移動できるように分かりやす

い動線を計画すること。児童の日常的な動線を考慮し、校舎内への土埃等の持ち込み防止に配慮すること。

- ・ 敷地出入口は、計画地の南側道路境界に2箇所、西側道路境界に1箇所程度、北側道路境界に動線上に必要な箇所数分を計画すること。出入口は、いずれも歩行者・自転車利用者・車両が利用しやすい配置・形状・材質とすること。詳細は添付資料8「動線・配置に関する参考イメージ図」を参照のこと。
- ・ 登下校時における動線や敷地内での移動経路などを考慮するとともに、敷地内を通行する主な車両(来校者用、搬入業者用、給食配送用、ごみ収集用、メンテナンス用など)を想定し、歩車分離に十分に配慮すること。特に、給食配送車両が配膳室まで安全に進入し、円滑に切り返して寄り付けられるように配慮すること。
- ・ 緊急時や災害発生時において、各諸室から安全かつ迅速に避難誘導を行うことが可能な計画とすること。
- ・ 全児童、教職員が安心して学校生活を送ることができるように、スロープや手摺等のバリアフリー対応を徹底すること。敷地内の高低差を踏まえ、児童等の転倒・転落等の防止に配慮した計画とすること。適切な箇所にエレベーターを設けること。
- ・ 体育館は大人数の移動をスムーズに行うための動線、避難時の動線、一般開放時の地域利用者動線の管理区分に十分配慮した計画とすること。

3) ゾーニング・諸室配置

本施設における諸室の配置について、室の特性に合わせ効果的に利用できるよう、また緊急時の避難がスムーズに行えるよう、適切な位置に計画すること。なお、市が想定する配置については、添付資料8「動線・配置に関する参考イメージ図」を参照のこと。

第二小学校、高松児童館、曙学童保育所は、互いに独立したエリアとしてセキュリティ区画を明確に分けるとともに、動線も明確にして独立した運用ができるよう計画すること。また、相互連携が可能なように屋内で各エリア間を移動できる動線も考慮し、セキュリティエリア間の移動は、不特定多数の人が行き来できないしくみとすること。なお、地域交流室は高松児童館のエリアに配置すること。

ア 第二小学校

第二小学校は、学校利用者のみならず、地域住民等が利用できる施設として整備すること。そのため、必要諸室は、児童の学習・生活の場となる「学校教育ゾーン」、教職員が執務・学校管理を行う「管理ゾーン」に分け、配置検討を行うこと。一般開放を行う体育館、校庭及び会議室等は、生涯学習やスポーツ振興の場として利用しやすく、また管理しやすいよう適切に配置・計画すること。

(ア) 学校教育ゾーン

- ・ 時限内における移動等の動線及びその周囲の環境を十分に考慮した諸室配置とすること。

- ・ 年間を通して自然光や通風が取れ、校外からの騒音の影響が少ない、快適、健康的で落ち着いた学習・生活環境に適した場所に配置すること。

(イ) 管理ゾーン

- ・ 教職員が執務を行う管理ゾーンは、良好な執務環境の確保や作業効率の向上を目指し、コンパクトな動線計画とすること。
- ・ 自然光を十分に取り入れた快適な執務環境の実現や、作業、情報交換、リフレッシュ等に対しゆとりのあるスペースの確保に留意して計画すること。
- ・ 校内への出入りやグラウンドの状況等に目が届く位置に職員室及び事務室等を配置し、死角をできる限り少なくすること。
- ・ 学校の運営・管理、来校者対応等も考慮し、管理ゾーンの配置を計画すること。
- ・ 夜間における教職員の退勤に配慮し、職員室等から職員用屋外出入口までの動線に適切に照明を設けるとともに、施錠や消灯がしやすいように計画すること。
- ・ 校庭は管理ゾーンから死角となる場所ができないよう、配慮すること。

(ウ) 諸室配置にあたっての配慮事項

- ・ 外部廊下等を使った移動は、雨・風・砂塵の校舎持ち込み等の観点から可能な限り計画しないこと。
- ・ 中庭・屋上等の外部空間を設ける場合は、児童の転落防止等の安全対策を十分に考慮したうえで、床に苔や残雪が発生しにくいよう、またメンテナンス可能な対策を講じた計画とすること。
- ・ 内部に吹抜け等の空間を設ける場合は、寒さが上下階に広がらないなどのほか、ガラス破損や児童の転落防止等の安全対策を十分に考慮した配置計画とすること。
- ・ 冷暖房設備のある空間に吹抜けを設ける場合は、室温の不均一さへの対応やランニングコストを十分に考慮した配置計画とすること。
- ・ 校舎内は見通しが良く死角のない一体感のある室配置とすること。
- ・ 施設利用者が使用するエレベーターは、昇降口からアクセスしやすい場所に1基配置し、各階諸室に車椅子で移動できる計画とすること。
- ・ エレベーターを使用して給食のコンテナを運搬するため、配膳室から利用しやすい配置計画とすること。

イ 高松児童館

- ・ 0～18歳未満の子ども、保護者及び地域住民等が利用するため、小学校児童との動線の交差やセキュリティ区画を充分配慮した計画とし、独立した出入口を設けること。

ウ 曙学童保育所

- ・ 独立した出入口を設けること。

工 地域交流室

- ・ 第二小学校及び曙学童保育所とのセキュリティ区画に十分配慮した計画とすること。高松児童館管轄での管理を想定し、高松児童館内部からのアクセスとすること。
- ・ 地域交流室として地域住民等の利用が無い時間帯については、高松児童館の諸室として利用できるような計画とすること。

オ 駐車場

- ・ 本施設利用者等のための駐車場については、第二小学校用として5台（車椅子利用者用の駐車場1台を含む。）程度、高松児童館用として1台（車椅子利用者用）を整備すること。また、車椅子利用者用の駐車場から本施設の出入口までの動線は、段差の無いスムーズな移動経路を確保すること。
- ・ 駐車場及び車路は、歩車分離に留意し、児童の飛び出しによる事故防止のため視認性に配慮した計画とすること。

(3) 安全対策

- ・ すべての施設・設備について、児童の多様な行動に対し十分な安全性を確保すること。また、万が一事故が発生してもその被害が最小限となるよう配慮すること。
- ・ 地震等における天井、照明等の脱落・破損や家具類の転倒・落下・移動の防止、また経年劣化による仕上材等の落下の防止等、建物の構造体のみならず、非構造部材や工作物等の安全性に十分配慮すること。
- ・ 原則として窓ガラスは複層の強化ガラスを採用し、飛散防止フィルムを貼付すること。
- ・ 転落事故防止のため、安全性に十分配慮すること。
- ・ 転倒事故防止のため、床仕上は滑らないように十分配慮すること。
- ・ すべての利用者が健康な生活を送るため、新型コロナウイルス感染症等の感染症対策に配慮した施設整備を行うこと。
すべての利用者が快適な生活を送るため、シックハウス対策に配慮した施設整備を行うこと。
- ・ 建具等については指を挟まないよう配慮を行うこと。

(4) 防犯対策

- ・ 不審者の侵入防止や犯罪・事故防止の観点から、死角がなく、児童の活動に教職員や高松児童館職員・曙学童保育所指導員の目が行き届くような建物形状及び配置とすること。
- ・ 本施設の利用者や来校者の確認及び不審者の侵入防止のため、各門は施錠管理ができるようにするとともに、防犯カメラを設置すること。
- ・ 緊急時に警察へ通報することができる非常通報装置（学校110番）を、職員室（本体）と事務室（No.2ボタン）に設置すること。また、職員室と校内諸室が連絡できる内線電話を整備すること。

- ・ 上記非常通報装置は、小学校とは別に高松児童館事務室（本体）と曙学童保育所保育室（N o. 2 ボタン）に設置すること。

(5) ユニバーサルデザイン計画

- ・ インクルーシブ教育システムの観点から、東京都福祉のまちづくり条例等を踏まえ、障害のある児童、教職員等が安全かつ円滑に学校生活を送ることができるようにすること。
- ・ 障害の有無、年齢、性別等に関わらず多様な人々が利用しやすいように、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき施設整備を行うこと。
- ・ 地域コミュニティの拠点としての役割を果たすこと等を踏まえ、スロープ等による段差解消、手摺の設置、エレベーターの整備等バリアフリー化を行うこと。
- ・ 校舎の各階に車椅子対応のトイレを整備すること。なお、校舎1階及び体育館には車椅子使用者、高齢者、妊婦、乳幼児を連れた方、人工肛門・人口膀胱の方（オストメイト）等、誰もが円滑に利用することができるようにするとともに、更衣等も可能なプライバシーに配慮したトイレを整備すること。また、高松児童館と曙学童保育所はトイレを共用とし、バリアフリースイートイレを整備すること。
- ・ 車椅子使用者用の駐車場を整備し、各施設までのバリアフリー動線を計画すること。
- ・ サインはピクトグラムを併用する等、誰にでも分かりやすいように整備すること。
- ・ 緊急時や災害発生時における避難誘導や救助活動等が容易なわかりやすい施設配置計画とすること。緊急車両の動線や寄付きにも配慮すること。

(6) I C T 教育環境整備

- ・ G I G A スクール構想に基づき、児童の多様な学習活動の展開や校務情報化の推進に資するため、高速大容量の通信ネットワークを整備すること。
- ・ I C T 教育については、I C T 技術が目まぐるしく進歩していく中で、活用方法も更に多様化することから、基本設計の段階で最適な I C T 環境とし、時代の変化や技術の進歩に柔軟に対応できる仕様とすること。

(7) 地球環境配慮

- ・ 本施設は、ZEB-0oriented 相当の 40%以上の省エネルギーと太陽光発電の創エネルギーとの合計で、50%以上のエネルギー消費量の削減を行えるように計画すること。太陽光発電設備の設置箇所については、事業者の提案とする。本施設には設備容量 20kW 程度の太陽光発電設備を設置すること。また、自立運転機能付きパワーコンディショナ、防災負荷専用の配線及び蓄電池（15kW）を組み合わせることで、災害時等の非常用電源として活用し、防災機能の強化が図れるようにすること。なお、太陽光発電設備により発電した電力は自家消費するものとする。
- ・ 省エネルギー及び省資源などへの意識を高めるため、発電モニターを児童等が目にしやすい場所に設置すること。

- ・ 複層の強化ガラスの採用や屋根・外壁の断熱化を進め、校舎・体育館の断熱性能を高めること。
- ・ 自然エネルギーの活用(自然採光、自然換気等)や省エネルギー・省資源の推進(断熱化、日除け、省エネルギー設備の導入、雨水利用等)、リサイクル建材の利用、廃棄物の発生抑制等を考慮し、施設整備段階だけでなく、本施設の供用開始後の運営・維持管理面や教育面も含めて環境に配慮した施設を計画すること。
- ・ 雨水浸透枳による雨水処理や保水性舗装による地表温度管理等の環境に配慮した外構計画とすること。
- ・ エコセメントの使用について検討すること。
- ・ 多摩産材の使用を検討すること

(8) 外装・内装デザイン

1) 共通

- ・ 本施設は、周辺の景観と調和した配置・外観及び色彩計画として地域から親しまれるデザインとすること。
- ・ 清掃や補修等の維持管理に係る容易性、効率性を考慮し、交換が容易で代替可能な汎用品を使用すること。
- ・ 施設の長寿命化に寄与する使用材料の劣化、断熱、漏水防止、結露防止方法等を十分検討し、建物の長寿命化を意識した計画とすること。
- ・ 地震発生時における脱落・破損等の発生抑制に配慮すること。

2) 外部仕上

- ・ 校舎・体育館の外観は、周辺の景観と調和し、明るい印象を与える施設として、汚れにくく、経年劣化の影響に十分に配慮した色彩を計画すること。
- ・ 構造躯体の保護や断熱性を考慮すること。
- ・ 大雨や台風、積雪等を想定し、屋根及び外壁面は、十分な防水措置を講じること。
- ・ 鳥類、昆虫類、鼠の侵入及び棲み着きを防止する構造とすること。
- ・ 窓ガラスは、破損しにくく、破損した場合も事故につながりにくい性能を備えるとともに、清掃の容易性に配慮すること。
- ・ 天窓を設ける場合は、安全性に配慮すること。屋根及び外装には、交換頻度や交換費用を考慮し、耐候性のある建材を使用すること。
- ・ 保温ラッキング配管上を通行できるよう、ブリッジ等を設置すること。
- ・ 屋外への出入口には、庇を設けること。ただし、庇にはガラスを使用しないこと。
- ・ 窓は、転落の危険のないように対策を講じたうえで、清掃や交換等に配慮し開閉式を基本とすること。開口部は虫等の侵入を考慮して1階部分に網戸を設置すること。

3) 内部仕上

- ・ 将来の学習内容・学習形態の変化など、ニーズに応じた改修しやすい内装とすること。
- ・ 必要箇所には、吸音性・遮音性、断熱性を有する材質を使用すること。
- ・ 温かみと潤いのある学習・生活環境を確保する観点から、必要な箇所への効果的な木質化に努めること。木質化を図る箇所は、事業者の提案とする。
- ・ 材質は、各室の用途や機能、利用形態などを踏まえ、防滑性、防汚性、耐水性、耐湿性、耐食性、耐薬品性などに配慮すること。
- ・ 各室の用途や利用目的等を考慮し、適切な採光を確保できるように窓の位置や面積、形状等を適切に計画すること。庇の形状や窓ガラスの性能などにより、日照を調節することができるように配慮すること。
- ・ 窓による自然換気を想定し、窓の位置や開閉方法に留意したうえで、有効な開口面積を確保すること。
- ・ 出入口は、十分な幅を確保し、扉は操作の容易性や安全性を考慮して設置すること。
- ・ 手摺やドアノブなど様々な人が触れるような部分は、抗菌性の高いものを使用するように配慮すること。
- ・ 居室の出入口扉は、その居室の目的に合った建具を設置し、ドアハンドルの種類、高さなどにも配慮すること。
- ・ できる限り消火器等を壁面内部に収納できるよう工夫すること。室内や廊下の凹凸を無くす工夫をすること。

4) サイン計画

- ・ 校舎の外壁並びに正門及び児童が登下校する門には、学校名のサインを設置すること。なお、正門及び児童が登下校する門には、日本語と英語の2か国語で表記すること。
- ・ 高松児童館及び曙学童保育所についても、建物の外壁又は門付近に日本語と英語の2か国語で施設名を表記したサインを設置すること。
- ・ 校舎・体育館の出入口や階段付近の分かりやすい位置に、案内サイン(1階には施設全体、上階には当該階)を設置すること。施設内には、必要に応じて注意喚起や避難誘導などのサインを計画すること。
- ・ 室名を表記するサインは、全室に設置すること。各サインは、視認性や安全性に配慮した場所に設置するとともに、破損や落下防止に配慮すること。
- ・ 普通教室及び少人数教室等のサインは、クラス数や配置の変更を考慮して着脱可能とすること。

(9) 構造計画の考え方

- ・ 耐震性、経済性、長寿命性を考慮し、合理的で堅固な構造計画とすること。
- ・ 本施設は、災害発生時に避難所となることを考慮し、十分な耐震安全性を確保できる

計画とすること。

- ・ 鉄筋コンクリート造を基本とすること。
- ・ 大地震動に対する耐震性能については、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」（国土交通省大臣官房官庁営繕部 令和3年版）における水準（Ⅱ類・A類・乙類）と同等以上とすること。

(10) 設備計画の考え方

1) 共通

- ・ 屋外設備目隠しや騒音低減フェンス等を見込むこと。
- ・ 保守点検や補修・交換、修繕・更新等の容易性、効率性に配慮した設備を設置し、ライフサイクルコストの縮減に寄与する計画とするとともに、設置箇所についても考慮すること。
- ・ 省エネルギー、省資源に配慮した設備を設置し、光熱水費の縮減に寄与する計画とすること。
- ・ 事務室に中央監視盤を設置し、一括管理が可能な計画とすること。

2) 電気設備

ア 電灯・コンセント設備

- ・ 各室の用途や利用形態、安全性、利便性などを考慮して、適切な位置・数のコンセントを設置すること。低学年の普通教室及び特別支援学級教室には、タブレット端末の充電保管庫を設置することに留意すること。
- ・ コンセントには、必要に応じて、被雷対策や防水・漏電防止対策を講じること。
- ・ 照明器具には、「学校環境衛生基準」に基づき適切な照度を確保できるLED照明を採用すること。なお、照明設備計画にあたっては、自然採光を積極的に取り入れるなど、照明負荷の削減を十分に配慮すること。
- ・ 照明器具は、必要に応じて、電球等の破損による破片の飛散防止対策を講じること。
- ・ 非常照明及び誘導灯（バッテリー内蔵型）は、関係法令等に基づき設置すること。
- ・ 人感センサーや照度センサー等による照明制御を適宜導入し、消費電力を低減できる計画とすること。
- ・ 事務室において、照明設備の一括管理が可能な計画とすること。

イ 幹線・動力設備

- ・ 空調設備やポンプ類等の動力制御盤の設置、配管配線工事及び幹線工事を行うこと。
- ・ 将来の幹線増設の容易性や増設スペースの確保についても考慮すること。
- ・ 動力盤、分電盤の設置位置は、市と協議すること。各機器の近くで電源を入り切りできるなど、維持管理面の安全性に配慮し、必要に応じて漏電防止対策を講じること。
- ・ ケーブルラックや配管仕様は、耐候性を考慮して選定すること。

ウ 受変電設備

- ・ 受変電設備の容量は、電気設備の電力需要率を十分に検討したうえで、適切に計画すること。将来の電力使用量増加への対応についても考慮すること。
- ・ 校内の引込経路は、地中化を図ること。
- ・ 大雨や台風による浸水・冠水対策等を考慮した配置・構造とすること。
- ・ 変圧器は、負荷系統に適した構成とすること。
- ・ 電源設備は、通信・情報・音響等に高調波等の影響を及ぼさないこと。
- ・ 幹線設備は、電圧降下に配慮して設置すること。

エ 誘導支援設備

- ・ 主要な敷地出入口（門扉）及び来校者用・職員用玄関の外部には、インターホンを設置すること。親機は、事務室及び職員室に設置すること。
- ・ 敷地内の入り口及び高松児童館と曙学童保育所の入り口にインターホンを設置すること。親機は、事務室及び学童保育室に設置すること。
- ・ エレベーター、車椅子対応トイレ及びバリアフリートイレ（高松児童館・曙学童保育所共用）には、呼出ボタンを設置すること。異常の表示盤は、事務室（バリアフリートイレの異常表示盤は高松児童館と曙学童保育所の共用事務室）に設置すること。

オ 情報通信設備

- ・ ICT活用のための環境整備として、無線LANの整備を行うこと。
- ・ 校長室、職員室、事務室、保健室、図書室及び高松児童館・曙学童保育所事務室は、有線LANが使用できるように配管配線工事を行うこと。
- ・ 仮設校舎内のすべての諸室において、無線LAN(Wi-Fiルーターを含む。)が利用できるような整備すること。
- ・ 回線契約は1Gbpsベストエフォート以上を想定すること。
- ・ PCなど情報端末への配線は、利用箇所付近まで埋め込み式とすること。
- ・ 有線LANを整備する室は、配線等の取出しが自由に行えるよう2重床などで配線すること。
- ・ LANケーブルはカテゴリ6A以上の規格とし、単体の敷設距離が100mを超える場合はネットワーク中継ハブで中継を行いネットワークパフォーマンスの維持を図ること。

(ア) LGWANネットワーク（立川市系）

- ・ 職員室内に、ONUの設置場所を設け、校長室・職員室・事務室にLANを設置すること。
- ・ 回線の移設費についても見込むこと。
- ・ 機器類は、既設利用とする。

(イ) 学習系ネットワーク

- ・ インターネット回線の移設費についても見込むこと。
- ・ 各教室（体育館を含む。）にW i - F i 及びL A Nを整備すること（W i - F i 機器は移設）。
- ・ 校舎内のすべての諸室及び体育館にL A N用アウトレットを整備すること。
- ・ 配線工事、配管工事及びL A N用アウトレットの設置までを見込むこと。
- ・ 引込位置、配管ルート等については、関連機関と協議のうえで決定すること。

(ウ) 校務系ネットワーク

- ・ 校長室、職員室、事務室、保健室、図書室にインターネットに接続されたL A Nを設置すること。

カ 電話設備

- ・ 職員室、事務室、校長室、保健室及び高松児童館・曙学童保育事務室で外線電話が使用できるように配管配線工事を行い、また、校内諸室に内線電話を設置すること。設置する室は、添付資料10「諸室諸元リスト」を参照のこと。外線用の電話機は、教職員の業務時間外においては、業務時間外である旨を案内する自動音声応答装置を回線ごとに設置するとともに、録音機能付きとすること。
- ・ 外線用の電話機は、相手の電話番号が表示されるものとする。

キ 時刻表示装置

- ・ 時計は、正確な時刻が表示されるものを採用し、視認性の良い位置に設置すること。
- ・ 校庭からの視認性の良い位置に、屋外時計(電気時計)を設置すること。
- ・ 各室及び体育館のアリーナ内に時計を設置すること。

ク 放送伝達機能

- ・ 校舎・体育館、校庭等を含む敷地全体の必要箇所に放送できるように計画すること。
- ・ 校庭用放送設備については、近隣への騒音に十分配慮すること。また、消防法に定める非常放送設備やBGM、チャイムなど学校運営に必要な設備を設置すること。

ケ テレビ共同受信設備

- ・ 電波の受信状況を考慮し、適切な設備を設置すること。非常時に、事務室、職員室及び校長室で正確な情報が常時視聴できるようにすること。

コ 機械警備設備

- ・ 各施設のセキュリティ区分・警備方法を明確に定め、機械警備設備の設置を前提とした空配管を適切に設置すること。なお、機械警備設備の設置は、廊下要所及び各主要室での天井センサー監視及び1階主要出入口のドア開閉センサーを想定している。
- ・ 機械警備設備の設置に関する契約は、市が別途発注するため、別業者が機器等の設置工事をする際は協力すること。

サ 防犯カメラ設備

- ・ 機器は仮設校舎からの移設とはせず新設とすること。
- ・ 防犯カメラの設置位置等の詳細については、市と協議のうえで決定すること。

シ 防災設備

- ・ 地域系防災無線のアンテナ設置及び事務室又は、職員室までのD10 ケーブルを見込むこと。
- ・ 事務室又は職員室に地域系防災無線用のコンセントを設置すること。
- ・ 固定系防災行政無線（スピーカー）の設備の設置を見込むこと。
- ・ 関係法令等に基づき、各種防災設備（消火設備、警報設備、避難設備等）を適切に設置すること。
- ・ ガスを使用する室には、ガス漏れ検知器を設置すること。

3) 空調換気設備

ア 自動制御設備

- ・ 空調設備と換気設備は、遠方発停制御が可能なものとする。

イ 空調設備

- ・ 感染症拡大防止の観点から、外気温に関わらず、換気が可能なしくみを導入すること。
- ・ 本施設内の諸室は、全室に空調を完備することを基本とする（教材室・倉庫・特別教室の準備室や楽器庫・1階以外の配膳室は除く。）。共用部（廊下・階段・トイレ）の空調設備は整備しないことを基本とする。体育館内の空調は、床輻射式空調設備とすること。
- ・ 積極的に自然エネルギーを導入して、快適な温熱環境を保持できるように計画すること。
- ・ 空調システムは、GHPを基本とし、各室の用途や利用形態、ランニングコストなどを考慮したうえで、事業者の提案とすること。
- ・ 学習環境や近隣への影響（騒音、臭気、振動、排熱等）に配慮すること。
- ・ 室内における温度分布の不均一や気流による不快感等に配慮すること。
- ・ 運用性を考慮し、事務室には自動制御、中央監視装置、諸室には個別リモコンを設置すること。
- ・ 室外機には必要な安全対策を講ずること。

ウ 換気設備

- ・ 校舎内の換気設備は各室の用途や利用形態などを考慮するとともに、各室・空間の形状等も踏まえて、適切に計画すること。
- ・ シックハウス症候群の影響に配慮し、十分な対策を講ずること。

- ・ 外気を取り込む換気口のフィルターは取り外しや洗浄等を容易に行うことが可能な構造とすること。
- ・ 吹き抜け等の大空間を計画する場合や体育館のアリーナなどについては、高温防止に配慮した換気対策を講じること。

4) 給排水衛生設備

ア 給水給湯設備

- ・ メンテナンス性を考慮し天井内ではなくパイプスペース等に、器具、機器及び系統ごとにバルブを設けること。また、埋設配管は極力少なくなるように計画すること。
- ・ 必要容量の受水槽を設置し、緊急遮断弁及び非常用給水栓を設けること。ただし、水圧が確保できる場合は、10 トン分の受水槽を設置し、それ以外は直結給水とすること。
- ・ 給水設備及び給湯設備の設置箇所は添付資料 10「諸室諸元リスト」を基本として計画すること。
- ・ 北側屋上付近には融雪用給湯水栓を設置すること。

イ 排水衛生設備

- ・ 汚水及び雑排水は、適切に下水道に接続し、通気管やマンホール等からの臭気により不快を感じないように配慮すること。なお、排水に関しては、自然勾配によることを基本とし、ポンプアップはできる限り行わないこと。

ウ ガス設備

- ・ 諸室へ安全に供給できるように計画し、ガス漏れ警報器や緊急遮断弁等の設置により安全性を高めること。

5) 昇降機設備

- ・ 校舎には、バリアフリー対応のエレベーター1基を設置すること。
- ・ 配膳室内には小荷物専用昇降機を設置すること。

(11) 周辺インフラとの接続

1) 接続道路

敷地との接続箇所及び接続方法は、関係法令等を遵守したうえで、既存の条件に従うこと。

2) 上水道

接続方法等は、事業者の提案によるが、東京都水道局に確認・調整のうえ、第二小学校、高松児童館、曙学童保育所で別々に管理（契約）できるようにすること。

3) 下水道

接続方法等は、市に確認・調整のうえ、事業者の提案によるものとする。

4) 電力

引き込み方法等は、事業者の提案によるが、供給事業者への確認・調整のうえ、第二小学

校、高松児童館、曙学童保育所で別々に管理（契約）できるようにすること。

5) ガス

引き込み方法等は、事業者の提案によるが、供給事業者への確認・調整のうえ、第二小学校、高松児童館、曙学童保育所で別々に管理（契約）できるようにすること。

6) 電話

引き込み方法等は、事業者の提案によるが、供給事業者への確認・調整のうえ、第二小学校、高松児童館、曙学童保育所で別々に管理（契約）できるようにすること。

7) 通信

引き込み方法等は、事業者の提案によるが、通信事業者に確認・調整のうえ、第二小学校、高松児童館、曙学童保育所で別々に管理（契約）できるようにすること。

(12) 外構計画

1) サイン計画

- ・ 敷地内には、視認性に優れた分かりやすい案内板を適宜設置するほか、必要に応じて注意喚起や避難誘導などのサインを計画すること。
- ・ 各種サインは、本施設のデザイン等との調和を図ること。

2) 舗装計画

- ・ 敷地内の通路は、児童の登下校時における動線や敷地内での移動経路などを考慮するとともに、敷地内を通行する各種車両（来校者用、搬入業者用、給食配送用、ごみ収集用、メンテナンス用など）を想定したうえで、美観及び耐久性、防滑性、排水性などに配慮して舗装を行うこと。
- ・ 車両通行による沈下・不陸や段差等が生じない構造とすること。
- ・ 通路は、歩車分離に十分に配慮して計画するとともに、必要に応じて、歩道を確保するほか、停止線などの路面標示を行うこと。
- ・ 敷地西側の歩道については、拡幅するなどして児童が安全に登下校できるようにすること。
- ・ 快適性に寄与する保水性舗装等を活用すること。

3) 駐車場

- ・ 敷地内の安全性や防犯性に配慮したうえで、第二小学校用として5台（車椅子使用者用の駐車場1台を含む。）程度、高松児童館用として1台（車椅子使用者用）を整備すること。また、車椅子使用者用の駐車場から本施設の出入口までの動線は、段差の無いスムーズな移動経路を確保すること。
- ・ 車椅子使用者用の駐車場は、第二小学校の来校者用玄関の近くに1台、高松児童館の玄関近くに1台分を確保すること。
- ・ 駐車場には、外灯（屋外照明設備）や、車止め、ポール、必要に応じてカーブミラー等

安全対策を適宜設置すること。

- ・ 駐車枠を白線表示し、車椅子利用者用の駐車場は乗降余白及びピクトサインを表示すること。

4) 駐輪場

- ・ 各施設において適切な台数の自転車が駐輪できるよう整備すること。
- ・ 駐輪場には、外灯(屋外照明設備)又は屋根に照明設備を適宜設置すること。
- ・ 駐輪枠を白線表示するなど、常に整然と自転車が整列し、利用者が出し入れしやすいよう、配慮した計画とすること。

5) 屋外照明設備

- ・ 夜間における安全性や防犯性を考慮し、必要な箇所に適切な照度を確保できる外灯(屋外照明設備)を計画すること。
- ・ 人感センサーやタイマー式など、自動点滅機能付きの照明設備を採用すること。
- ・ 屋外照明設備は、近隣への光害に配慮して適切な位置に設置すること。

6) 消防水利

- ・ 防火水槽は、120 m³(40 m³×3基)以上の容量とし、耐震性能を有する構造とすること。
- ・ 立川市宅地開発等まちづくり指導要綱に従い整備するとともに、採水口の周辺に防火水槽の看板を設置すること。

7) 門扉・囲障

- ・ 敷地の出入口には、美観や耐久性などに配慮した門扉(レール等を含む。)を設置すること。
- ・ 門扉は、すべて施錠可能なものとする。
- ・ 正門及び児童が登下校する門には、日本語と英語の2か国語で学校名を併記したプレート等を設置すること。
- ・ 高松児童館及び曙学童保育所についても、建物の外壁又は門付近に日本語と英語の2か国語で施設名を表記したサインを設置すること。
- ・ 防犯面や施設管理上の観点から、敷地の周囲(事業用地全体)は基本的に周辺の景観や耐久性などに配慮したフェンス等を設置すること。
- ・ 高松児童館の利用者や地域交流室の利用者が第二小学校の校舎内や校庭に入ることが無いよう、フェンス等でセキュリティを確保すること。
- ・ 現状の敷地北西の角は、車の死角になることや、車での右折が困難なため、十分に隅切りを設けるとともに、見通しを良くするなどして安全に配慮すること。

8) 植栽等

- ・ 周辺の景観や環境との調和を考慮し、四季の変化が感じられる植栽を適宜計画するこ

と。

- ・ 樹種や樹高の選定にあたっては、維持管理に係る容易性に配慮すること。
- ・ 植栽管理に必要な散水設備を設置すること。
- ・ 既存樹木は、必要最低限の伐採・伐根を行うこと。
- ・ 生物多様性に配慮し、周辺植生に合わせた植栽を選定すること。
- ・ 学校敷地外への雨水流出を抑制するため、流出係数の低減に寄与する地被類や低木の充実を図ること。
- ・ 植生計画全体が教育に寄与するよう配慮すること。

9) その他

- ・ 校舎の屋上に国旗等の掲揚台を整備し、掲揚ポールを3本設置すること。
- ・ 校舎の屋上には、横断幕を安全に設置できる設備を取り付けること。
- ・ 廃棄物を適切に分別できるスペースが確保された、施錠扉付きごみ置き場を設置すること。

(13) 防災安全計画の考え方

- ・ 地震等の自然災害発生時や非常時において安全性の高い施設とするほか、火災時の避難安全対策や浸水対策、強風対策及び落雷対策に十分留意すること。
- ・ 校舎及び体育館は、災害発生時における地域の拠点となる避難所であることから、天井材や照明器具等の落下防止、窓ガラスの破損・飛散防止等の安全対策を施すこと。
- ・ 地域の拠点となる避難所として、避難者を受け入れ、一定期間滞在させることを想定し、諸機能の配置や動線、防災設備等を計画すること。
- ・ 日中の不審者対策や夜間等における不法侵入を防止する等、本施設の保安管理に留意した計画とすること。また、必要に応じて、防犯上、適切な照明設備等を設置すること。
- ・ 校庭にマンホールトイレ8基分の汚水配管を整備すること。また、水洗用水の水槽(1日当たりのし尿発生量の目安 300ml (平均的排泄量) × 5回 (平均回数) × 1,210人 (最大受入者数) = 1,815,000ml を処理できる容量) 及び、汲み上げポンプなど利用に必要なもの一式を用意すること。

(14) その他の考え方

- ・ 伐採、伐根する樹木については、一部を製材し什器に活用する等の利活用を検討すること。利活用アイデアの採否については、市との協議を経て決定することとする。
- ・ 第二小学校に展示等されている卒業制作物については、添付資料 11「卒業制作物等移転先リスト」を参照のうえ、移設し、卒業制作の特性を考慮した展示スペースの検討を行うこと。屋外に設置されている石碑・タイムカプセル等については、本事業による影響が生じる場合は移設の対象とする。なお、移設場所については、市と協議の

うえで決定すること。

- ・ リモートでの現場確認環境の整備や、ドローンを飛ばしての映像配信等による市民周知や学校教育の一助となるような取組について提案すること。

2. 設計業務対象施設に係る要件

(1) 規模

施設全体の延べ面積の合計は、既存プールの関係諸室 57.21 m²を含め、6,850 m²以下を厳守すること（延べ面積の考え方は、建築基準法上のものと同様）。

各用途の要求水準を満たしたうえで、複合施設として一体的に計画することで、機能を共用できる部分の面積を合理化するなど工夫を凝らし、省スペース化を目指すこと。なお、他諸室との一体的な利用の可能性や一体利用に向けて必要な設えについては、(3) 必要諸室の概要の中で示す。

(2) 諸室共通条件

- ・ 各室の面積（添付資料 10「諸室諸元リスト」参照）は参考値とし、要求水準を満たしたうえで面積を増減する提案は可能とする。
- ・ 将来の学級数や学習内容・学習形態などを考慮し、間仕切壁の変更や他用途への転用など柔軟に対応できる計画とすること。
- ・ 各室の用途に応じ、採光、換気、音響に配慮して計画すること。
- ・ 普通教室、特別教室、多目的教室、図書室等の機能的な連携に配慮して配置を計画すること。
- ・ 各室の出入口の扉には施錠装置を設けること。

(3) 必要諸室の概要

1) 第二小学校

ア 教室

(ア) 共通

- ・ 教室の前面には、黒板の機能を有する設備を設置すること。資料等の貼付けが可能で、光の反射を考慮し児童が見やすいものとする。
- ・ 学校行事や連絡事項を掲示するマグネット対応可能な予定黒板（ホワイトボード）を適切な場所に設置すること。
- ・ 廊下又は教室内に荷物吊り下げフックを設置すること。

(イ) 普通教室

- ・ 児童が通常の授業を受け、1日の大半を過ごす集団生活の間でもある普通教室を整備すること。
- ・ 学年ごとにまとまった配置を基本とし、学年ごとの学習活動や運営等に配慮した配置

とすること。

- ・ 面積は、約 64 m² (約 8m×約 8m) を標準とし、A 4 判サイズの教材 (教科書・ノート等) やタブレット P C の使用を考慮すること。なお、新 J I S 規格の机を配置する。
- ・ ランドセルやカバン、教具、絵画・習字・裁縫道具等の収納、給食配膳台、電子黒板、タブレット P C の電源キャビネット等の配置について、学習活動の有効面積を損なわないようにすること。また、普通教室前の廊下側にいわゆる置き勉強に対応できるように十分な収納容量を確保すること。
- ・ 教室内の後方、側面及び廊下側に十分な掲示面や映写面を確保し、仕上の材質を決定すること。
- ・ 前方には、指導上の観点から掲示板等の掲示スペースを確保しないこと。
- ・ 黒板は、黒板と映写機能の両方を備えるとともに、上下に可動する仕様とすること。
- ・ 教室と廊下の間仕切りを可動間仕切りとし、フレキシブルな利用ができるようにするとともに、音環境に配慮すること。
- ・ 防犯・安全面を考慮した配置とすること。
- ・ 気候の季節的な変化を考慮し、日照、採光、通風等の良好な環境条件を確保できる位置に計画すること。
- ・ 黒板等必要なものを設置する以外の壁は、掲示スペースとして活用できるように計画すること。

(ウ) 少人数教室

- ・ 習熟度別学習等で学級を分割して授業を行うための少人数教室を整備すること。
- ・ 児童数の変動により少人数教室を普通教室等に転用する場合を想定し、面積及び仕様は普通教室と同じとすること。
- ・ 学年の普通教室のまとまりや児童の動線に配慮した配置とすること。

(エ) 多目的教室

- ・ 協働学習やオンライン教育、発表等、多様な教育活動に柔軟に対応できる多目的教室を整備すること。
- ・ 生活科の授業で活用するため、低学年教室に近い位置に配置すること。
- ・ 特別支援学級教室のプレイルームとしても活用するため、特別支援学級教室との位置関係や動線に配慮すること。
- ・ 大きさは普通教室の 1.5 倍程度とし、分割利用のための可動間仕切りを設置すること。

イ 特別教室等

(ア) 共通

- ・ 教科の学習に対応する面積、設備、家具を備えるとともに、協働学習や I C T の活用

を含めた主体的な活動空間として整備すること。

- ・ 教室から移動してきた児童を教科の世界に誘う場として、教室前のスペースに掲示や展示ができる空間を確保すること。
- ・ 教室間、教科間の連携が生まれるように配置すること。
- ・ 各準備室は、隣接する特別教室からだけでなく、廊下からも直接アクセスできるものとし、教材備品の運搬・搬出入に配慮すること。

(イ) 理科室

- ・ 直射日光が得られるようにし、屋外作業空間との連続性に配慮した配置とすること。
- ・ 共通流し・手洗い場を設けること。
- ・ 薬品等の危険物を安全に保管することができるように準備室を整備すること。
- ・ 準備室は、器具・薬品等をすべて収納できる鍵付きの棚を設けること。
- ・ 仕上は、耐薬品性に配慮したものとすること。
- ・ 教師用の実験台（シンク、水栓・給湯栓・ガス栓、コンセント付き）1台及び児童用の実験台（小グループで座ることを想定）を設置し、教室前面を向いて座ることができる配置とすること。
- ・ 児童用実験台は、水栓、給湯栓、コンセント及び大型の器具を洗浄できる流し台を設置すること。
- ・ 薬品の使用や臭気の発生を考慮し、十分な換気機能を備えること。
- ・ 電気は専用回路とすること。

(ウ) 音楽室

- ・ 歌ったり、演奏したり、発表したりする喜びが感じられる音楽空間とすること。
- ・ 防音機能や音響機能に配慮した仕様とし、他の教室や近隣への音の影響に留意すること。
- ・ 楽器を収納することができるように準備室（楽器庫）を整備し、大型楽器（シロフォン、バスドラム、ティンパニ等）の保管スペースを考慮すること。また、楽器を適切に保管できる棚を設置すること。
- ・ 扉は、楽器の搬出入を考慮して、十分な幅を確保すること。
- ・ 多様な音楽の授業内容を想定し、適切にレイアウトできる形状とすること。
- ・ 埋込又は吊り下げ式スピーカーを設置すること。

(エ) 図工室

- ・ 絵画・工作等に対応できる机・工作台を設置し、作業用流しを設けること。
- ・ 揮発性の高い塗料等の有害な材料、各種工具等を安全に保管することができるように準備室を整備すること。

- ・ 教室前のスペース以外にも、作品等を収納、保管、展示することができる仕様とすること。
- ・ 作業の騒音や振動、臭気など、他の教室へ影響を及ぼさないように配慮すること。
- ・ 教師用及び児童用の作業台（可動式）を適切にレイアウトできる形状とすること。
- ・ 扉は、大型作品や工具等の搬出入を考慮して、十分な幅を確保すること。
- ・ 仕上は、防汚性、清掃性、耐久性などに配慮したものとする。
- ・ 臭気や粉塵の発生を考慮し、十分な換気機能を備えること。
- ・ 電気は図工室専用回路とすること。
- ・ 準備室は作品収納用に棚を設置すること。

(オ) 家庭科室

- ・ 調理機能と被服・試食・講義等の活動の場としての機能をもった仕様とすること。
- ・ 一般開放や避難時の利用を想定し、低層階に配置すること。
- ・ 包丁等を安全に管理することができ、また、冷蔵庫及び洗濯機等を配置することができるように準備室を整備すること。
- ・ 準備室は、教材（食品・調理器具、被服材料・ミシンなど）を適切に収納できる棚を設置する。また、洗濯機の設置スペースを確保すること。
- ・ 調理実習時の衛生面に配慮し、床・壁は、防汚性、清掃性などに配慮した仕上とすること。
- ・ 教師用の調理台（シンク・水栓・給湯栓、コンロ、コンセント付き）1台及び児童用の調理台（シンク・水栓・給湯栓、コンロ、コンセント付き）を設置する。調理台は、被服台と兼用できるものとする。
- ・ 各調理台はガスの元栓を設け、シンクは大型の器具を洗浄できるものとする。
- ・ 調理時の臭いを考慮し、十分な換気機能を備えること。
- ・ 電気は専用回路とすること。

(カ) 図書室

- ・ 読書の場として豊かな環境を備えるとともに、ICT環境やメディア教材等を活用する学習・情報センターとしての機能や、多様な学習活動に対応できる場としての空間を整備すること。
- ・ 図書等の閲覧だけでなく、日常的に児童の交流が可能となるように、児童が利用しやすく、また、日常動線の中で常に意識される校舎の中心（2階又は3階）に配置すること。
- ・ ICT機能を充実させるとともに、時代の変化や技術の進歩に柔軟に対応できる仕様とすること。

- ・ 児童が自発的、主体的に学習できる空間や、リラックスして読み聞かせ等を視聴できるスペースとなるように、書架、閲覧用机、椅子等を効果的にレイアウトできる計画とすること。
- ・ 書架は、児童の手の届く高さに配慮するとともに、堅牢性、耐久性、経済性などに配慮して設置すること。
- ・ 書籍の日焼け防止や湿気に配慮し、十分な空調・換気機能を備えること。
- ・ オンラインデータベースやタブレット端末による電子資料の利用など先進的な利用方法に対応した通信環境を整備し、児童が主体的に調べ学習を実施できるよう計画すること。
- ・ 利便性や防犯性などを考慮し、図書受付カウンターを適切な位置に設置すること。
- ・ 書棚の容量は約 11,000 冊以上の本が収容できるものとする。

ウ 特別支援学級教室

(ア) 共通

- ・ 小集団指導・個別指導のための小教室及び教職員準備室兼教材室を一体的に整備すること。
- ・ インクルーシブ教育システムの観点から、通常の学級の児童と互いに自然な交流が持てるよう、普通教室や特別教室との位置関係に配慮すること。
- ・ 避難しやすい位置に配置する。2階までの下層階に設けること。
- ・ 小教室間の壁を可動間仕切りにすることにより将来の変化に対応できるようにすること。
- ・ トイレや手洗い場は、児童が利用しやすい位置に配置すること。
- ・ 環境からの刺激に敏感な児童が在籍する学級であるため、通常の学級との位置関係に注意し、対面配置は避け、階段の正面も避けることが望ましい。また、他教室への音や臭いの影響にも配慮すること。
- ・ 動線は特別支援学級教室前の廊下を頻繁に児童が往来する部屋の配置は避ける配置とし、昇降口からの動線も通常の学級と分離されていることが望ましい。

(イ) 小教室

- ・ 日当たりが良く自然光で明るい場所に配置することが望ましい。
- ・ 更衣やプライバシーに配慮した仕様とすること。
- ・ 仕上は、温かみのある刺激の少ない落ち着いた色調とすること。
- ・ 各教室には児童の人数分(8名)の教具等を収納できる設備(ランドセルロッカー等)を設置すること。

(ウ) プレイルーム

- ・ 多目的室をプレイルームとして活用する。

(エ) 教職員準備室兼教材室

- ・ 特別支援教室の教職員準備室兼教材室と共用とすることを可能とする。
- ・ 教材用の棚を設置すること。

(オ) トイレ

- ・ 通常の学級の児童が使用するトイレと共用するが、小教室との位置関係や動線に配慮すること。

工 特別支援教室

(ア) 共通

- ・ 小教室の間の壁は可動間仕切りとすること。

(イ) 小教室

- ・ 仕上は、温かみのある刺激の少ない落ち着いた色調とすること。

(ウ) 教職員準備室兼教材室

- ・ 特別支援学級教室の教職員準備室兼教材室と共用とすることを可能とする。
- ・ 教材用の棚を設置すること。

オ 管理諸室

(ア) 共通

- ・ 学校の運営を担う管理諸室は、それぞれの連携が取りやすいようにまとまったエリアとし、校庭なども見渡せるよう配置すること。

(イ) 職員室

- ・ 学校の働き方改革の観点から、教職員等が効率的・効果的に働きやすい環境となるように整備すること。
- ・ 職員室内に印刷・教材作成・打合せスペース等を確保すること。
- ・ 物品、文書及び個人情報を適切に管理するための収納スペースを確保すること。
- ・ 特別支援教育を担当する教員も含めて、すべての教員の事務机を配置した職員室を計画し、机や戸棚等の備品を適切にレイアウトできるよう整備すること。
- ・ 児童が入りやすいよう視覚的連続性を持たせ、相談等ができるスペースを出入口前に設けること。
- ・ 校長室と隣接させること。
- ・ 児童の安全を確保するため、校門や昇降口の出入り及び校庭を見渡せる位置に配置すること。なお、1階に配置することを原則とすること。
- ・ 来校者用玄関で来校者の対応がしやすい位置に配置すること。
- ・ 床は、フリーアクセスフロアとすること。
- ・ 児童へ迅速に連絡や配布物が伝わるように職員室前には、学年ごとの連絡黒板等やク

ラスごとの集配棚等を設置すること。

- ・ 十分な大きさのホワイトボード、掲示板を設置すること。

(ウ) 校長室

- ・ 児童の安全を確保するため、1階の校庭を見渡せる位置に配置する。廊下側及び職員室側から直接出入できるようにすること。来校者用玄関からのアプローチにも配慮すること。
- ・ 来校者の応接や教職員との打合せができるスペースを確保すること。
- ・ 仕上は、落ち着いた色調とすること。
- ・ 行事予定記入用のホワイトボード、掲示板、個人用ロッカーを設置すること。
- ・ 壁面には、額装を掲示できるピクチャーレールを設置すること。

(エ) 事務室

- ・ 来校者を確認できる位置に配置するとともに、来校者に対応しやすい仕様とすること。
- ・ 職員室又は校長室と連携しやすい位置に配置すること。来校者用玄関からのアプローチにも配慮すること。
- ・ 受付カウンター等を設置し来校者用のインターホンを設置すること。
- ・ 中央監視盤を設置し、各種設備の一括管理が可能な計画とすること。
- ・ 床は、フリーアクセスフロアとすること。
- ・ 来校者への対応等のため、流し、給湯設備を整備すること。

(オ) 保健室

- ・ 救急車両等が近接しやすい1階に配置すること。
- ・ 校庭に出入りしやすい位置に配置すること。
- ・ 児童が身近に感じられ、また健康に関する掲示等を周知しやすい位置に配置すること。
- ・ ベッドを2床以上配置できるスペースを確保すること。なお、ベッドは壁面収納型とすること。
- ・ 校庭側に救急用ストレッチャーが入れる大きさのドアを設置すること。
- ・ 外部からの出入口の屋外部には、手洗い場、足洗い場を設置すること。
- ・ 保健室又はその付近に、洗濯物及び布団を干すことができるスペースを確保すること。
- ・ ベッド仕切り用のカーテンレール及びカーテンを設置すること。
- ・ 仕上は清潔感のある親しみやすい色調とすること。
- ・ 児童の怪我等に対応するため、シャワー設備、流し、給湯設備を整備すること。
- ・ 冷蔵庫1台及び洗濯機1台を設置できるスペースを確保すること。

(カ) 用務員室

- ・ 執務・休憩スペース及び作業・保管スペースを確保すること。
 - ・ 作業・保管スペースは、屋外物置と共用できるようにすること。
 - ・ 直接外部に出られ、他の管理諸室と近接する位置に配置すること。
 - ・ 洗濯機置場を設置すること。
 - ・ 作業スペースは、長物の保管ができるよう考慮すること。
 - ・ 仕上は、作業をすることを考慮した耐久性のある仕上とすること。
 - ・ 道具類等を洗うことができる、大きめのシンクと給湯器を設置すること。
- (キ) 倉庫・教材室
- ・ 教材・物品等を管理しやすい位置に配置すること。
 - ・ 十分な収納力を確保し、教材や学校行事に使用する備品及び消耗品関係を保管できるよう整備すること。
 - ・ 階段下などのスペースも積極的に活用すること。
 - ・ 仕上は、耐久性のある仕上とすること。
 - ・ 適宜、利用しやすい場所に配置し、合計 80 m²程度の面積を確保すること。なお、できる限り、収納スペースを確保することが望ましい。
- (ク) 教育相談室
- ・ 児童や保護者が相談のために利用することを考慮するとともに、プライバシーや防音性に配慮すること。
 - ・ 児童が日常的に利用する動線と重ならないように配慮すること。なお、1階に配置することが望ましい。
 - ・ 仕上は、落ち着いた色調とすること。
- (ケ) 会議室
- ・ 校内の教職員等の会議だけでなく、一般開放や災害避難時の利用を想定し配置すること。
 - ・ 一定程度の広さを確保できる場合は、可動式間仕切りによる分割が可能な仕様とすること。
 - ・ セキュリティ上、児童・教職員用とは別の無線LANを整備すること。
 - ・ 音漏れに配慮した防音性の高い間仕切りとすること。
- (コ) 教職員用更衣室
- ・ 職員用玄関と職員室との位置関係に配慮し、男女別の更衣室を配置すること。
 - ・ 職員数の変動に対応できるようにすること。
 - ・ シャワー設備を整備すること。
 - ・ 出入口にカーテンレール及びカーテンを設置すること。

(#) 教職員用トイレ

- ・ 教職員や来校者用のトイレは、児童用とは別に職員室の近くに男女別に整備すること。
- ・ 出入口は利用しやすさ及び衛生上の観点からドア無しとし、中が見通せないよう入口を迷路状とすること。
- ・ 清掃用具、備品、清掃用流しを格納するスペースを設けること。
- ・ 床は乾式としたうえ、定期的な清掃や汚れがひどいときに水洗いができるよう防水仕上とし、排水口を設けること。
- ・ 配管メンテナンス用掃除口を設けること。
- ・ 温水洗浄便座、擬音装置を設置すること。
- ・ 来校者の利用動線や車椅子対応トイレの位置などを考慮したうえで、教職員用、来校者用のトイレを兼用する提案も可能とする。
- ・ 既存校舎の設置状況も踏まえて十分な個数を設置すること。

(シ) 給湯室

- ・ 来校者への対応等を行うため、給湯室を整備すること。
- ・ 校長室、職員室、事務室等からの利用を考慮した配置とすること。
- ・ 室内には休憩スペースを確保すること。

カ 児童活動諸室

(フ) 児童会室

- ・ 児童会活動をするための児童会室を整備すること。

(イ) 放送室

- ・ 児童による放送委員会等の活動をするための放送室を整備すること。
- ・ 校舎・体育館内、校庭等を含む事業用地全体の必要箇所に放送できる放送設備を設置すること。
- ・ 職員室と連携しやすい配置とすることが望ましい。

(ウ) 児童用更衣室

- ・ 児童用の更衣室を適宜配置すること。

キ 保護者・地域連携諸室

(ア) P T A室

- ・ 来校者用の玄関から利用しやすく、教職員と連携がとりやすい位置に配置すること。
- ・ セキュリティ上、児童・教職員用とは別の無線LANを整備すること。

(イ) コミュニティルーム

- ・ 学校運営協議会や地域学校協働本部事業などの活動の場として、コミュニティルームを整備すること。

- ・ 来校者用玄関から利用しやすく、管理諸室との連絡がとりやすい位置に配置すること。
- ・ セキュリティ上、児童・教職員用とは別の無線LANを整備すること。

ク 給食施設

(ア) 配膳室

配膳室に関することは、以下内容を満たしたうえで、市と十分に調整すること。

- ・ 各階に配膳室を整備すること。
- ・ 1階配膳室は、給食のコンテナの集積、内部確認、各クラスへ運ぶ配膳車への載せ替え等を行うスペースを確保すること。なお、コンテナは6台、配膳ワゴンは18台程度を想定している。
- ・ 防虫・防鼠、床を乾式とするなど、仕上は衛生面に配慮するとともに、食中毒の原因となる雑菌等の発生を抑制し、衛生管理を行いやすいようにすること。
- ・ 外部から直接出入りできる位置に計画し、給食配送車両(テールゲート昇降装置付き)により配送されるコンテナを安全かつ円滑に搬出入できるように、外部には底のあるプラットフォームを設置すること。また、給食配送車のラインや車止めを設置すること。なお、給食配送車両に加えて生乳等の直送搬入品の配送車両が出入りするが、配送時間を調整し、同時時間帯の配送は無いものとする。最大の車両は、全長6,780mm、全幅2,200mm、全高2,960mm程度である。
- ・ コンテナは幅810mm、奥行1,400mm、高さ1,660mm～1,730mm、配膳ワゴンは幅660mm、奥行1,050mm、高さ750mm程度である。
- ・ コンテナ等の搬出入口を設置すること。コンテナ等の搬出入口は、安全かつ円滑に作業ができるような構造とし、十分な幅を確保し、段差が無いようにすること。雨水浸入防止のための外部とのレベル差が取りにくい場合は、外部にグレーチング等を設け、排水を考慮すること。
- ・ 1階配膳室内では、コンテナに収納された食缶・食器等を配膳ワゴンに載せ替え、上階には小荷物専用昇降機で運搬するため、配膳室内に小荷物専用昇降機を設置すること。また、各階の小荷物専用昇降機周辺は、配膳ワゴンが滞留しないように、十分なスペースを確保すること。
- ・ 各階には、1階配膳室から運搬された配膳ワゴンを給食開始時間まで一時保管するための配膳室を整備すること。なお、普通教室や職員室への動線を考慮して配置するとともに、出入口は、児童が配膳ワゴンを迅速かつ円滑に搬出入できるよう十分な幅を確保し、段差がないようにすること。
- ・ 1階配膳室内には牛乳等を保冷するための大型冷蔵庫やパン等を保管する棚の設置スペースを設けること。
- ・ 給食配送車両の動線を考慮し、児童・保護者、高松児童館等の利用者(乳幼児親子、他校児童・学生、地域交流室利用者など)の動線の交差を避けるよう留意すること。

- ・ 衛生管理の観点からトイレや保健室などの隣を避けて配置すること。
- ・ 床は清掃しやすい仕上材とすること。
- ・ 温度・湿度を適切に管理できるように1階配膳室には十分な空調・換気能力を備えること。
- ・ 1階配膳室には手洗い設備及び清掃用シンクを設置すること。

ケ 共有空間

(7) 昇降口

- ・ 児童が登下校時や校庭での活動・行事の前後に、円滑に出入り及び履き替えができ、靴箱等を配置するのに十分な間口のある昇降口を整備すること。
- ・ 校舎内の普通教室との連絡がよく、かつ、校庭へ出やすい位置に配置すること。
- ・ 児童の交流や情報伝達の間として、明るい空間づくりを行うこと。
- ・ 降雨時等における傘の利用を考慮して、昇降口の前面に空間を確保すること。また、庇等により、風雨や校庭からの砂の吹込みなどに配慮して計画すること。
- ・ バリアフリー対応として、スロープを設けること。
- ・ 昇降口の外部近傍には、手洗い場、足洗い場を設置すること。
- ・ 来校者用玄関・職員用玄関は、職員室、校長室等の諸室への動線を踏まえて適切な位置に計画すること。
- ・ 来校者用玄関・職員用玄関付近にはトロフィー等を展示できるコーナーを確保するとともに、それらを収納できる戸棚を設置すること。
- ・ 掃除用具入れを設置すること。
- ・ AED設置用の保管箱を設置すること。

(イ) 廊下・階段

- ・ 安全かつ円滑な動線を確保できるよう整備すること。
- ・ 児童の交流の場や作品等の展示等の場としての利用も考慮し整備すること。
- ・ 転落、転倒、衝突の防止や階段下からの視線にも配慮し、安全・安心な設えとすること。
- ・ 日常的な学校生活や避難時の安全性に配慮して十分な幅を確保するほか、採光や通風に配慮して窓を適切に配置すること。
- ・ 普通教室前の廊下は、展示スペースとして利用できるように配慮すること。
- ・ 階段下のスペース等を利用し、収納倉庫を適宜設けること。
- ・ 共用部の計画については、諸室面積とのバランスや合理的かつ機能的な活用や多様な教育ニーズへの対応が可能なスペースとして、事業者による効果的かつ効率的な提案を期待する。

(ウ) トイレ

- ・ 教室の配置及び児童の動線を考慮し、児童が利用しやすい位置に整備すること。
- ・ 便器は洋式とすること。
- ・ 出入口は利用しやすさ及び衛生上の観点からドア無しとし、中が見通せないよう入口を迷路状にすること。
- ・ 床は乾式としたうえ、定期的な清掃や汚れがひどいときに水洗いができるよう防水仕上とし、排水口を設けること。
- ・ 校舎の各階に車椅子対応のトイレを整備すること。なお、校舎1階及び体育館には車椅子使用者、高齢者、妊婦、乳幼児を連れた方、人工肛門・人工膀胱の方（オストメイト）など、誰もが円滑に利用できるとともに、更衣等も可能なプライバシーに配慮したトイレを整備すること。
- ・ トイレ内の水栓は衛生上の観点から自動水栓とすること。
- ・ 男女別に整備すること。
- ・ 児童の体格差に配慮した器具を採用すること。
- ・ 各トイレ専用の洗面台を設置し、手洗いや鏡の高さは、児童の体格差に留意すること。
- ・ 清掃用具置き場は、男女別に設置すること。
- ・ 照明設備及び換気扇は、人感センサー方式とすること。
- ・ 配管メンテナンス用掃除口を設けること。
- ・ 衛生器具の個数は、サービスレベル3（空気調和・衛生工学会で定めるレベル）以上の衛生器具数を確保することとし、既存校舎の設置状況も踏まえて十分な個数を設置すること。

(エ) 手洗い場

- ・ 児童数を踏まえ、必要な蛇口数を確保すること。
- ・ 水栓は感染症対策のためレバー水栓とし、石鹼や消毒液が配置できるようにすること。
- ・ 普通教室に近接して、手洗い場を設置し、横にバケツの水を流すことができるスペースを設けること。
- ・ 仕上は、防滑性に配慮した仕上とすること。

コ 体育施設

(ア) 共通

- ・ 体育の授業や学校行事、また一般開放等に必要な規模等を確保すること。
- ・ 出入口、トイレ、用具倉庫、更衣室等の付属施設は、学校教育活動及び一般開放時に利用しやすいような規模、配置等とすること。
- ・ 自然採光を適切に取り入れるとともに、十分な通風を確保できるように自然換気に配

慮した計画とすること。

(イ) アリーナ

- ・ 儀式的行事や学芸的行事等を行うためのステージ機能を確保する。ステージ下のスペース等にパイプ椅子等を収納できるようにすること。また、ステージの裏側には、通路を確保すること。
- ・ 壁面の一部にダンス等の練習に使用できる鏡を設置すること。
- ・ 校舎と近接した位置に配置し、日常及び災害時の出入りや物資の搬入等を想定し、十分な間口のある出入口を整備すること。
- ・ 自然採光や自然通風が十分に得られる開口を確保するとともに、天井・外壁の断熱性を高める工夫をすること。また、近隣に対する騒音対策に留意すること。
- ・ 校庭との往来や一般開放を考慮したバリアフリー対応のスロープ等を計画すること。
- ・ 出入口は、大型機器等の搬入も考慮して、十分な幅・高さを確保し、使いやすい構造の扉を設置すること。避難所としての利用も想定し、複数の出入口を設置すること。
- ・ 外部からの出入口には、体育館内への土埃等の持ち込みを防止するため、上履きの児童の動線と交錯せず、外部利用者が靴の履き替えを円滑に行うことができる位置に靴箱を設置すること。
- ・ 一般開放に対応できるように、利便性とセキュリティ面に配慮して配置すること。
- ・ 全児童・教職員が集まることを想定して計画すること。
- ・ 既存と同程度の大きさ（約 28m×約 18m）とすること。
- ・ 天井の高さは、バレーボールに対応できるように設定すること。
- ・ 吊り下げ式のバスケットゴール及び固定式のバスケットゴールを設置すること。
- ・ バスケットボール、バレーボール、バドミントンのコートライン及び支柱穴・床金具を整備すること。
- ・ 振動、騒音、残響による影響に配慮した計画とすること。
- ・ 式典の開催時などを想定した暗幕を設置すること。
- ・ 壁や柱には、衝突等による怪我の防止策を講じること。また、窓ガラスや照明器具等の各種設備には、ボール等の衝突による破損防止策を講じること。
- ・ 安全性を確保したうえで、キャットウォーク（通路）を計画すること。
- ・ 複数競技の同時利用やステージ、観覧スペース等への飛球を考慮し、仕切り（ネット）及び防球ネットを適宜設置すること。
- ・ 仕上は、ささくれ事故等を防止するため、不陸や表面の荒れなどを生じにくい床材を使用すること。
- ・ 照明設備を適切に計画する。調光・暗転できるように配慮すること。

- ・ ステージ照明、フロア・壁コンセントを適切に計画すること。
 - ・ アリーナからステージに上がる階段は左右両側に設置すること。
 - ・ 緞帳（校章や校名等の刺しゅうを含む。）、一文字幕、袖幕、スクリーン、 Horizont幕、照明バトン、美術バトンを設置すること。
 - ・ 演台等が保管できるスペースを確保すること。
- (ウ) 放送スペース
- ・ 放送スペースはステージに隣接して配置すること。ステージ及びフロアの使用状況を目視確認できるように配慮すること。
- (エ) 体育倉庫
- ・ 広さは、体育用具が十分収納可能なものとし、アリーナに隣接して複数箇所に分かれることも可能とする。
 - ・ 扉は、開閉が容易な構造とし、大型備品等の出し入れを考慮して、十分な幅・高さを確保すること。扉は、複数箇所に設置し、施錠できるようにすること。
 - ・ 仕上は耐久性のある仕上とすること。
 - ・ 照明は、衝突破損防止カバー付きとすること。
 - ・ 室内の換気に十分配慮すること。
 - ・ 用具類の収納用棚を設置すること。
- (オ) 体育館トイレ
- ・ 校舎の共用部トイレに準ずること。
- (カ) 体育館車椅子対応トイレ
- ・ 車椅子使用者、高齢者、妊婦、乳幼児を連れた方、人工肛門・人工膀胱の方（オストメイト）など、誰もが円滑に利用することができるとともに、更衣等も可能なプライバシーに配慮したトイレを整備すること。
 - ・ 床は乾式としたうえ、定期的な清掃や汚れがひどいときに水洗いができるよう防水仕上とし、排水口を設けること。
 - ・ 配管メンテナンス用掃除口を設けること。
- (キ) 体育館更衣室
- ・ 授業のほか、避難所開設時の利用も想定した男女別の更衣室を配置すること。
 - ・ 更衣室は扉の開閉時に内部が見えないように配慮すること。
- (ク) 体育館事務室
- ・ 校庭開放の従事者が使用するため、校庭に面したところに配置すること。
- (ケ) 校庭
- ・ 広さは現状と同等程度とし、校舎や体育館等とのバランスや日当たりを考慮しながら、

可能な限り広い面積を確保すること。

- ・ 防球フェンスを整備すること。
- ・ 防砂・防塵ネットを整備すること。
- ・ 屋外体育倉庫を整備すること。
- ・ 降雨による水害を防止又は軽減するため、雨水貯留槽などの雨水流失抑制施設を整備すること。
- ・ 車両が進入できるように配慮すること。
- ・ 仕上は、水はけがよく、近隣への砂埃等の影響が最小限となるような材質とすること。
- ・ 暗渠排水や外周の側溝・集水枿を整備し、雨水を適切に排水できるように計画すること。
- ・ 体育の授業等で使用する鉄棒、雲梯、のぼり棒及びバスケットゴール等の運動器具を整備すること。
- ・ 手洗い場や足洗い場、散水設備等を適宜設置すること。
- ・ 近隣への影響に十分配慮し、屋外スピーカー及び夜間照明を整備すること。
- ・ 運動会等の開催時を想定し、校舎との間に屋外コンセント等を設置するとともに、無線マイクが使用できるようにすること。

(ロ) 屋外体育倉庫

- ・ 校庭で使用する備品（テント、机・椅子、高跳び用マット、大玉、玉入れ、大綱等）を収納できるスペースを確保すること。
- ・ 大型備品の出し入れを考慮して、扉の間口は十分な広さを確保すること。
- ・ 庇を設置すること。
- ・ 扉は職員室等から死角にならないように設置すること。
- ・ 仕上は、耐久性のあるものとする。
- ・ 照明は衝突破損防止カバー付きとすること。

(ハ) 校庭用トイレ

- ・ 一般開放時の使用を想定した配置・仕様とすること。
- ・ 定期的な清掃や汚れがひどいときに水洗いができるよう防水仕上とし、排水口を設けること。
- ・ 配管メンテナンス用掃除口を設けること。
- ・ 体育館トイレを外部から利用できるような配置することで共用することは可能とする。その場合、セキュリティ及び下足からスリッパ等へ履き替えスペースを考慮すること。

(ニ) プール

- ・ プールについて、市では水泳授業における民間等屋内プールの活用を検討中のため、整備方針については未定である。本要求水準書においては、既存プール関係諸室57.21㎡を含め、施設全体の面積上限を6,850㎡として計画すること。

サ 屋外施設

(ア) 飼育小屋・花壇・百葉箱

- ・ 児童の自然体験活動の空間として、動物飼育や植物栽培のための施設を日照を得ることができる位置に整備すること。
- ・ 百葉箱を適切な位置に設置すること。

(イ) 駐車場

- ・ 児童の安全を確保したうえで、適切な位置に配置すること。
- ・ 自動車と児童の動線を分離すること。
- ・ 学校施設に車5台分（一般4台+車椅子使用者用1台）を整備すること。
- ・ 校舎や体育館、校庭の面積を優先的に確保することを前提とし、可能な範囲で来校者や納品車両等のための台数を確保すること。
- ・ 環境に配慮し、仕上は、保水性舗装とすること。

(ウ) 駐輪場

- ・ 教職員用や保護者・来校者用の駐輪場を30台程度整備する。内20台程度は屋根付きとすること。
- ・ 環境に配慮し、仕上は、保水性舗装とすること。

(エ) 屋外物置・燃料庫・ゴミ置場・機械室

- ・ 機械室を校舎内に計画する場合は、安全面に配慮して配置するとともに、設備の保守点検や修繕・更新時の作業性を考慮した広さを確保すること。
- ・ 屋外物置は、用務員室作業スペースと共用することを可とし、その場合は20㎡程度の面積を確保すること。
- ・ ゴミ置き場は、ごみ収集車の寄付き動線及び収集・分別作業スペースを考慮すること。

(オ) 屋上

- ・ 屋上を活用した教育活動に配慮したスペースを確保すること。
- ・ 仕上は、軽歩行及び太陽光パネルの設置を行っても防水層が保護される仕様とすること。

(カ) 焼窯小屋

- ・ 炉は電気式とすること。
- ・ 授業で利用する際、周囲に人が集まれるスペースを確保した配置とすること。
- ・ 作品を乾燥させたり置いたりできる棚を設置すること。

シ 防災施設

(ア) 共通

- ・ 災害時のトイレを確保するため、マンホールトイレ8基を整備すること。
- ・ 下水道施設の損傷等の場合にも使用可能な貯留式の防災トイレを整備すること。
- ・ 消防水利として、耐震性能を有する構造の防火水槽（120 m³（40 m³×3基）以上の容量）を整備すること。
- ・ 市と東京都水道局の協議の結果、敷地内の水道管の損傷等の場合に水を確保できる応急給水栓を整備する場合は、東京都水道局が工事を円滑に行うことができるよう協力すること。
- ・ 停電時に電気自動車等から校舎及び体育館へ電気を供給するための受電設備を整備すること。
- ・ 固定系防災行政無線のスピーカーを敷地内に1箇所整備すること。
- ・ 地域系防災行政無線の送受信機を事務室等に設置すること。
- ・ 災害時に避難所等における公衆電話の利用を確保するため、事前設置型の災害時用公衆電話（特設公衆電話）を5回線設置すること。

(イ) 防災備蓄倉庫

- ・ 災害時の防災拠点として避難所となる体育館と一体的に機能させるため、体育館に隣接した位置に配置すること。
- ・ 備蓄品及び飲料水等を保管することができる十分な面積を確保するとともに、備蓄品等が効率よく収納できるよう棚を設置すること。
- ・ 外部から備品等の出し入れがしやすいよう車両が乗りつけるスペースを確保するとともに、スロープを設置すること。
- ・ 体育館側からも防災倉庫に直接入れるようにすること。
- ・ 出入口には庇を設けること。

2) 子育て支援機能

ア 高松児童館

(ア) 共通

- ・ 0歳から18歳未満のすべての子どもを対象とし、遊び及び生活の援助並びに地域における子育て支援を行い、子どもを心身ともに健やかに育成し、又は情操を豊かにすることを目的とした施設とすること。
- ・ 施設全体規模は350 m²程度とし、共用化によって合理化したスペースを、高松児童館・曙学童保育所の充実・拡充に充てること。
- ・ 入口は独立して設け、他施設と明確に分けること。
- ・ 施設敷地からの児童の飛び出しに配慮し、フェンス等を用いて目の届かない場所から

敷地外への出入りを無くすこと。

- ・ 高松児童館用に車椅子使用者用の駐車場 1 台を確保すること。
- ・ 駐車場は、利用者の事故防止のために周囲への視認性を良くすること。
- ・ 利用者の駐輪場を 28 台分（屋根なし）程度確保し、案内表示を設けること。
- ・ 仕上は、全体的に明るく親しみやすい色調とすること。
- ・ 各部屋（特に遊戯室）や廊下等の壁面や柱の角については、凹凸のない平面とするとともに必要に応じてクッション材等で安全を確保すること。
- ・ 幼児や児童の目線の高さに突起物が無い環境を作ること。
- ・ 入口付近での手指アルコール消毒の際に、液剤で床面が変色しないような工夫をすること。
- ・ 各室すべての出入口にイベント内容など掲示できるホワイトボード掲示板（マグネット対応可能）を設置すること。
- ・ 各室すべて電波時計（時間の調整は事務室で設定可能とする。）を設置し、事務室以外は、防護柵を設置すること。
- ・ 高松児童館内全体の案内表示を設置すること。
- ・ 外部に面する窓すべてに網戸を設置すること。
- ・ コンセントはすべてロック機能付きの金属製感電防止用のカバーをつけること。
- ・ 高松児童館内のドアは原則すべて引き戸とし、指を挟まないような工夫を行うこと。やむを得ず開き扉を設置する場合も、扉付け根部分に指を挟まないような工夫を行うこと。
- ・ 玄関や事務室、遊戯室、多目的室（集会室）、廊下の壁面には適宜、ホワイトボードや掲示板を設置すること。

(イ) 玄関・廊下

- ・ 利用者が円滑に出入り及び履き替えができ、靴箱等（靴箱…添付資料 10「諸室諸元リスト」を参考、靴 100 足程度、スリッパ 20 足程度を収納できる入れ物を設置。）を配置するのに十分な間口を確保するとともに、利用者の交流や情報伝達の間として、明るい空間づくりを行うこと。
- ・ 高松児童館、曙学童保育所利用者の入退出システム用機器のスペースを確保すること。
- ・ 出入口は自動ドアとし風除室を整備し、ベビーカー（約 10 台分程度が望ましい。）置き場を整備すること。段差はできる限り無くし車椅子やベビーカーが乗り入れやすいよう配慮すること。その他インターホン、外灯を設置すること。
- ・ 高松児童館と曙学童保育所の区別がひと目で分かるような工夫をすること。
- ・ 入口に防犯カメラを設置し、高松児童館・曙学童保育所事務室で確認・録画ができるようにすること。

- ・ 外には玄関灯を設置し夜間の利用者に配慮すること。また、玄関までの動線についても明るさに配慮すること。
- ・ 利用者や児童の入退出に気を配れるよう、事務室からの視認性に配慮すること。

(ウ) 遊戯室

- ・ 日当たりのよい場所に配置すること。
- ・ 遊びの内容や方法に応じて各種遊具等の配置を変えたり、様々なコーナーを形成できる面積、形状とすること。
- ・ 運動に使う遊具、大型の遊具等の倉庫（10 m²以上が望ましい）を、遊戯室から出入りできるように隣接させること。
- ・ 天井は平にし、高さは4 m以上でなるべく高さを確保すること。
- ・ 照明は、リフター付照明設備又はLED一般器具など、電球交換の負担を考慮したものとする。
- ・ 利便性を考え部屋を二分できるようネットなどを設置するなど工夫すること。
- ・ 防音性を高める工夫をすること。
- ・ 壁は、破損に強い材料とし、床材は滑りにくく傷がつきにくい、手入れしやすいものを設置すること。
- ・ 大勢の児童等が運動する箇所であることを考慮し、換気しやすい計画とすること。
- ・ 子育てひろば利用時に使用するため、入口ドアに、脱着可能な乳児用脱出防止ゲートを設置すること。
- ・ 掃除用具入れを設置すること。
- ・ 遊戯室には扉付き収納や棚などを設けず、20 人程度が利用できる長い椅子を壁面に設置し、その椅子の座面下は収納付とすること。
- ・ 面積は100 m²以上確保すること。

(エ) 多目的室（集会室）

- ・ 集会室として個別利用ができるとともに、可動式パーテーション等により図書室との一体利用ができるように整備すること。
- ・ 給湯器付きキッチン、手洗い用流し及び冷蔵庫を設置できるスペースを確保すること。
- ・ 工作行事や料理行事を行えるよう配慮すること。
- ・ 工作機器使用時に出る粉塵や騒音などに対応できる環境を作ること。
- ・ 料理行事が衛生的に配慮し行えるように工夫すること。
- ・ 用具収納棚を設置すること。
- ・ 多目的室の床は、絨毯又はタイルカーペット等とし、入口で上履きを脱ぐ位置が分かるように床面の設えを工夫すること。

(オ) 図書室

- ・ 子どもが本を読みながらくつろぎ、楽しむことのできるよう、床材は畳やカーペット等を採用したり、図書家具を利用しやすいように備え付けたりすること。
- ・ 書棚は造り付けとし、本が出し入れしやすい設計とするとともに、乳幼児から児童の利用を想定し、手の届く書架の高さとなるよう考慮すること。
- ・ 図書室の床は絨毯又はタイルカーペットなどとし、入口で上履きを脱ぐ位置が分かるように床面の設えを工夫すること。
- ・ 書棚の容量は約 3,500 冊以上の本が収容できるものとする。

(カ) トイレ

- ・ 曙学童保育所と兼用とし、利用しやすさを考慮したうえで学童保育室の近くに配置すること。
- ・ 床は、乾式としたうえで、定期的な清掃や汚れがひどいときに水洗いができるよう防水仕上とし、排水口を設置すること。
- ・ 配管メンテナンス用掃除口を設けること。

(キ) バリアフリーストイル（高松児童館・曙学童保育所共用）

- ・ 便器は、洋式大便器（親子便座、温水洗浄便座）を設置すること。
- ・ おむつ交換台（折り畳み式ベビーベッド）を設置すること。
- ・ ベビーチェアを設置すること。
- ・ 配管メンテナンス用掃除口を設けること。
- ・ 出入口は、自動式とし、停電時は手動で開閉可能な扉とすること。
- ・ 室内または隣接して直接出入りできる位置にシャワーブースと洗濯機置き場を設置すること。

(ク) 授乳室

- ・ おむつ交換台（折り畳み式ベビーベッド）を設置すること。
- ・ 入口は、利用者動線と重ならない位置とすること。
- ・ 落ち着いて授乳できるようソファや荷物棚等を設置すること。
- ・ シンク・給水・給湯栓を設けること。
- ・ 使用中表示案内が目立つよう工夫をすること。
- ・ 授乳室内に乳幼児用トイレを設けること。

(ケ) 事務室

- ・ 職員が効率的・効果的に働きやすい環境となるように整備すること。
- ・ 物品、文書及び個人情報などを適切に管理するための収納スペースを確保すること。
- ・ 利用者の安全を確保するため、玄関の出入り及び館内を見渡せ、来館者の対応がしや

すい位置に配置する。学童保育室とも行き来がしやすいよう動線に配慮すること。

- ・ 外部の人が事務室スペースに侵入できぬようセキュリティ強化を図ること。
- ・ 来館者対応のため、書面の記載や遊具の受け渡しができるカウンター（奥行 70 cm以上）を設置すること。
- ・ カウンター付近に貸出遊具置き場を備え付けること。
- ・ 最低 11 人が事務作業できるスペースを確保すること。
- ・ 2～3 m²程度の休憩スペースを事務室横に設置すること。
- ・ 曙学童保育所の事務室と兼用すること。
- ・ AED 設置のための、保管箱設置箇所を確保すること。
- ・ 事務室から学童保育室の様子が確認できることが望ましい。また、速やかに学童保育室への移動ができるよう動線を工夫すること。
- ・ 電話回線は 2 回線以上に対応できるものとする。
- ・ 高松児童館、地域交流室及び曙学童保育所の空調を一括管理できるようにすること。
- ・ コンセントは、様々な機器の使用を想定し、多く設置すること。

(ロ) 更衣室

- ・ 2 段式ロッカー等を活用し 15 人程度のスタッフが利用できる更衣室を整備すること。
- ・ 男女共用にする場合は、使用していることが分かるような工夫をすること。
- ・ 入口にたたきを設け、靴を脱いでの利用とすること。
- ・ 高松児童館と曙学童保育所で共用とすること。

(ハ) 水飲み、手洗い場

- ・ 曙学童保育所と兼用とし、学童保育室の近くに設置すること。
- ・ 水道を 4 つ以上設置し、水栓金具は吐出口を上向きにできるレバー式とすること。
- ・ 小学校低学年が使用する頻度が高いため、蛇口の高さやシンクの奥行などに配慮すること。
- ・ 手洗い場の床材は廊下等とは違うものとし明確に分けるものとする。

(ニ) 倉庫

- ・ 運動に使う遊具、大型の遊具等の収納のため、遊戯室に隣接して設置すること。また運搬用台車が収納できるよう考慮し、出し入れしやすい両引き戸を設けること。
- ・ 施錠ができる扉とすること。
- ・ 小学生が遊具を出し入れする可能性があるため、棚や入口段差などの環境に配慮すること。
- ・ 乳幼児が使用する遊具も収納するため保管する環境に配慮すること。

- ・ 工作材料や木材などを保管できる環境を整えること。

イ 曙学童保育所

(ア) 共通

- ・ 曙学童保育所は、保護者が仕事等により家庭で保育できない子どもを安全に保育する施設とすること。運営面では安心できる「生活の場」を提供し、家庭で営まれているような、静養・おやつ・宿題・昼寝・大人との会話・遊びなどを実施できる環境を整えること。
- ・ 施設全体規模は、130 m²程度とし、共用化によって合理化したスペースを、高松児童館・曙学童保育所の充実・拡充に充てること。
- ・ 高松児童館の遊戯室等の諸室と連携しやすい動線とすること。
- ・ 仕上は、全体的に明るく親しみやすい色調とすること。
- ・ 児童の視線の高さに突起物が無い環境を作ること。
- ・ コンセントは、すべてロック機能付きの金属製感電防止用のカバーをつけること。
- ・ 曙学童保育所内のドアは、原則すべて引き戸とし、指を挟まないような工夫を行うこと。やむを得ず開き扉を設置する場合も、扉付け根部分に指を挟まないような工夫を行うこと。
- ・ 外部に面する窓すべてに網戸を設置すること。

(イ) 玄関

- ・ 利用者が円滑に出入り及び履き替えができ、靴箱（70 足以上）、傘置き場を配置するほか、インターホン、外灯を整備すること。
- ・ 曙学童保育所用は、外履きと上履きが入るように棚板を設置すること。
- ・ 外履きから上履きに容易に履き替えられるスペースを確保すること。
- ・ 入口には防犯カメラを設置すること。
- ・ 外には玄関灯を設置し夜間の利用者に配慮すること。また、玄関までの動線についても明るさに配慮すること。

(ウ) 学童保育室

- ・ 日照、採光、換気、通風、音響等の良好な環境条件の確保に十分留意するとともに、敷地外から見えない位置に計画すること。
- ・ 高松児童館の遊戯室等の諸室との連携しやすい適切な空間構成とすること。
- ・ ロッカー等の付属施設の面積を含まず保育を実施できる面積として、100 m²（立川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例により 1.65 m²×60 人）以上確保すること。
- ・ 児童用作り付けロッカー（ランドセル置き場…添付資料 10「諸室諸元リスト」を参考、60 個）、遊具、本等の収納場所を整備すること。ロッカーは、ランドセル収納ス

ペースの各マスの下部にそれぞれ引き出しを製作すること。材質は無垢材などを用い耐用年数の長期化を図る工夫をすること。

- ・ 遊具や本などを収納できる棚を設置すること。
- ・ くつろいだり、横になれる場所として、クッション材を使用したスペースを 10 m²程度整備すること。
- ・ 直接屋外へ出られる出入り口を設けること。
- ・ 学童保育室は死角を無くし回遊性を持たせないレイアウトとすること。
- ・ 外部から児童が見えにくいように、内部の大人からは外が見渡せるようにすること。
- ・ 生活のほとんどを過ごす居室になるため、非常時に避難しやすい環境を整えること。
- ・ できる限り消火器などは壁の中に収納できるよう工夫すること。室内の出っ張りを無くす工夫をすること。
- ・ 床材は滑りにくいものとし、傷に強く手入れしやすいものとする。
- ・ 壁の一部をスクリーン代わりに也使え、ホワイトボードにもなるような環境を整えること。
- ・ 引き戸や引違い扉については指を挟まないよう指挟み防止すること。
- ・ 掃除用具入れを設置すること。
- ・ 壁面や柱の角については、凹凸のない平面とするとともに、必要に応じてクッション材等で安全を確保すること。
- ・ 壁面に適宜、ホワイトボードや掲示板を設置すること。

(エ) 配膳室

- ・ 安全かつ円滑な配膳経路の確保及び良好な環境衛生及び安全性の維持が可能となるよう計画すること。
- ・ 間食提供の準備場所としての機能をもった仕様とすること。
- ・ 包丁等を安全に管理することができ、また、冷蔵庫等を配置することができるように整備すること。
- ・ 大口3つのガスコンロ、シンク、給湯、食器乾燥機（2台以上）、オーブンレンジ（2台以上）、カウンター、おやつ保存庫を整備すること。必要な電圧とコンセントについて、冷蔵庫の電源回路と別にすること、多数の電気器具を同時に利用することなどを考慮し確保すること。
- ・ 冷蔵庫2台、乾燥機、食器棚等が配置できるスペースを確保すること。
- ・ 事務室と学童保育室は隣接させ、行き来しやすい動線を確保すること。
- ・ 配膳室は学童保育室に隣接させ、事務室からの動線を考慮すること。
- ・ おやつ準備や一時的におやつ保管ができ、配膳後には広く使える環境を整える工

夫をすること。

- ・ おやつストック用のスペース又は収納できる環境を整えること。

(オ) 倉庫

- ・ 遊具を収納する倉庫を設けること。
- ・ 消耗品等が置ける棚を設置すること。棚板は高さ調整できるものとする。
- ・ おやつ類を保管する可能性もあるため環境には配慮すること。

3) 集会・交流機能

ア 地域交流室

- ・ 地域団体の活動の場として会議等が可能な 50 m²程度の部屋を高松児童館の諸室に隣接して配置すること。
- ・ 管理は高松児童館となることから、高松児童館の入口を通過し、地域交流室に入室できる動線とすること。
- ・ 地域交流室の利用者動線と高松児童館の利用者の日常的な生活動線の交錯を避けるなど、セキュリティ面に十分に配慮すること。
- ・ 会議やコミュニケーションの場として活用するため、柔軟かつ効率的にレイアウトできるように計画すること。
- ・ 貸出時間内の他施設とのセキュリティを確保すること。

4) 仮設校舎

- ・ 工事期間中は仮設校舎を敷地内に設置して教育活動を行うこととし、可能な限りグラウンドの広さを確保すること。
なお、詳細については添付資料9「仮設校舎の概要」に示す。
- ・ 配置は、児童が学校生活を送るうえで、騒音・振動などによる影響を極力抑えるよう検討すること。

3. 設計業務遂行に係る要求内容

(1) 業務の対象範囲

設計業務は本施設を対象とし、その設計については、プロポーザル時の提案書類、施設整備請負契約書、本要求水準書に基づいて、事業者の責任において基本設計及び実施設計を行うものとする。

- ・ 事業者は、設計業務の内容について市と十分に協議・打合せし、業務の目的を達成すること。
- ・ 事業者は業務の進捗状況に応じ、市に対して建築設計の検討内容や進捗状況を定期的に報告すること。
- ・ 事業者は、業務に必要な現況測量、地盤調査、土壌調査及び振動測定等を事業者の

責任で行い、関係法令等に基づいて業務を遂行すること。

- ・ 事業者は、「東京都建築工事標準仕様書」、「東京都電気設備工事標準仕様書」、「東京都機械設備工事標準仕様書」（編集：東京都財務局建築保全部技術管理課）最新版に準拠し、その他記載の無いものについては、「公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）を基準とし、業務を遂行すること。
- ・ 事業者は、各種申請等の関係機関との協議内容を市に報告するとともに、必要に応じて、各種許認可等の書類の写しを市に提出すること。
- ・ 図面、工事費内訳書等の様式、縮尺表現方法、タイトル及び整理方法は、市の指示を受けること。また、図面は、工事ごとに順序よく整理して作成し、各々一連の整理番号を付けること。工事内訳書の作成は原則としてR I B C 2（財建築コスト管理システム研究所開発の「営繕積算システム」）によること。
- ・ 市が市議会や市民等に向けて設計内容に関する説明を行う場合や国等へ交付金等の申請を行う場合等、市の要請に応じて説明用資料を作成し、必要に応じて説明に関する協力を行うこと。

(2) 業務期間

設計業務の期間は以下に記載された期間を目安に本施設の供用開始日をもとに事業者が計画することとし、具体的な設計期間については事業者の提案に基づき施設整備請負契約書に定める。事業者は、関係機関と十分協議したうえで、事業全体に支障のないよう設計スケジュールを調整し、本業務を円滑に実施することができる設計業務期間を設定すること。

基本設計期間：契約後～令和7(2025)年8月予定

実施設計期間：令和7(2025)年9月～令和8年(2026)9月予定

(3) 設計体制と管理技術者等の設置

事業者は、設計業務の実施体制として、管理技術者（建築設計業務責任者）、意匠、構造、電気設備、機械設備の各主任担当技術者を配置すること。また、成果物の内容の技術上の照査を行う照査技術者を定め、以下の書類を提出すること。なお、照査技術者は管理技術者を兼ねることができない。

なお、管理技術者の変更はやむを得ない場合を除いて不可とする。

- ・ 設計業務着手届
- ・ 管理技術者及び照査技術者等通知書（経歴書を添付のこと。）
- ・ 主任担当技術者届（経歴書を添付のこと。）

(4) 設計計画書及び設計業務完了届の提出

事業者は、設計着手前に詳細工程表を含む設計計画書を作成し、市に提出して承諾を得ること。なお、設計業務が完了したときは、基本設計及び実施設計それぞれについて設計業務完了届を提出するものとする。

(5) 基本・実施設計完了時の確認

基本設計及び実施設計の終了時には施設整備請負契約書に記載する設計図書及び電子データを提出し、市の承認を受けること。

- ・ 市は、事業者の立会いのもとで完了検査を実施する。
- ・ 完了検査は、(6) で提出される設計図書により実施するものとする。
- ・ 事業者は、市の行う完了検査の結果、是正・改善を求められた場合、速やかにその内容について是正すること。

(6) 基本設計及び実施設計に係る書類の提出

- ・ 事業者は、建築設計業務計画書の提出後、速やかに要求水準書及び提案書類に基づいて基本設計を行い、市が基本設計の完了を確認した後、実施設計を行うこと。
- ・ 事業者が提出する設計図書等の体裁やサイズ・部数等については、市が別途指示する。
- ・ 基本設計及び実施設計段階において、以下を作成すること。

透視図：基本設計時、外観（A3） 1枚（周囲の街区等の景観を含む鳥瞰図又は見上げ図）、実施設計時：外観（A2） 2枚（周囲の街区等の景観を含む鳥瞰図及び見上げ図）、内観（A2） 3枚

模型：（基本設計完了時の平面図を用いて作成してよい）縮尺（1/300）、主要材料（スチレンボード等）、敷地全体及び周辺環境まで含めること。植栽や外構の仕上がを再現し、壁面等は色彩を表現すること。通行人、車両、道路標識、周辺店舗等も再現して、子どもたちの想像力を引き立てられるように工夫すること。建物の各層ごとの分割は不要とする。付属品として、運搬保管用段ボールケース、展示用アクリルケースを用意すること。

- ・ 実施設計時には長期修繕計画書を作成し、提出すること。

(7) 設計業務に係る留意事項

- ・ 市と事業者との定例会議の開催頻度は、事業者からの提案を踏まえて市が決定する。市と打合せ・協議を行った際は、その内容・結果等について、事業者が都度速やかに書面（打合せ・協議記録簿）を作成し、相互に確認する。
- ・ 事業者は、工程に支障がないように関係機関との協議を適切に行い、その内容について、協議後速やかに市に報告すること。関係機関との協議において、市の協力を必要とする場合は、事業者からの合理的な依頼内容に対して市は協力する。また、各種申請等の手続き時に提出した書類の副本・写し等を市に提出すること。当該申請等に係る手数料は、事業者が負担すること。
- ・ 建築設計業務の遂行にあたり、事業用地内に立ち入る場合は、事前に市に連絡し、承認を受けること。
- ・ 建築設計業務は、関係法令等に基づいて行い、進捗管理は事業者の責任において実施し、設計工程を遵守すること。

- ・ 建築設計業務の実施にあたり、知り得た情報や市から貸与・提供された関連資料等に関して、第三者に漏らしてはならない。
- ・ 事業者は、市が国・都ほか関連機関に対して行う報告業務等について協力すること。市が議会や市民等に対して、設計内容に関する説明を行う場合、事業者は市の要請に応じて説明用資料等を作成し、必要に応じて説明に関する協力を行うこと。
- ・ 事業者は、施設整備に伴う各種申請等について、設計業務の開始に際し、必要な申請事項をすべて記載した「申請チェックリスト」を作成し、市の確認を受けること。
- ・ 事業者は、計画通知の作成提出に際して、市の関係部署と事前相談を行うこと。

(8) 設計変更について

市は、建築設計の内容に対して、工程の変更を伴わず、事業者の提案内容を逸脱しない範囲で変更を求めることができる。事業者は市から設計変更を求められた場合、合理的な理由がない限り、当該変更要求に対応しなければならない。なお、当該変更に伴い費用の増減が発生した場合の措置は、施設整備請負契約書の規定に従うものとする。

事業者の事由により、設計内容や工程の変更が発生する場合、直ちに市と協議を行い、承認を受けなければならない。また、建築設計業務の遂行上、疑義が発生した場合、速やかに市と協議を行い、当該業務に支障のないよう努めなければならない。

第3章 建設業務に関する要求水準

1. 業務の対象範囲

事業者は、実施設計図書、施設整備請負契約書、本要求水準書、プロポーザル時の提案書類に基づいて、本施設の建設等を行うこと。

2. 業務期間

建設業務期間は、以下に記載された期間を目安に事業者の提案による。本施設の建設工事を効率的かつ円滑に実施することができる工期を設定すること。

また、本施設は令和11(2029)年1月から供用開始できるよう、令和10(2028)年11月末までに建設工事を完了すること。なお、外構工事及び仮設校舎・既存施設解体等を含めたすべての工事を令和12(2030)年1月10日までに完了すること。

建設工事期間：令和9(2027)年4月～令和10(2028)年11月予定

文部科学省の公立学校施設整備負担金及び学校施設環境改善交付金の申請を予定している。これら負担金及び交付金に係る手続きの前に着工しないように留意すること。なお、学校施設環境改善交付金については、危険改築事業、不適格改築事業、屋外教育環境施設の整備、防災機能強化事業（マンホールトイレ）及び太陽光発電等導入事業の申請を検討している。

3. 業務の内容

(1) 基本的な考え方

- ・ 建設業務に係る進捗管理は、事業者の責任において実施し、工期を遵守すること。ただし、市の事由又は事業者の責めに帰すことのできない事由、不可抗力などにより、工期の延長が必要となった場合は、対応方法や延長期間等に関して、市と事業者が協議を行い、決定するものとする。
- ・ 建設業務に係る関係諸官庁との事前協議及び諸手続きは事業者が適切に実施し、当該協議及び諸手続き等に起因する工事の遅延等については、事業者の責任とする。
- ・ 建設業務の実施にあたっては、市内事業者の活用や市内事業者からの材料等の調達などに努めることにより、地域経済活性化に貢献すること。
- ・ 本事業の着手に先立つ近隣住民等への説明や調整は市が実施するが、事業者も資料作成や説明補助等の支援を行うこと。
- ・ 敷地内及び周辺道路においては、工事期間中（建設のほか、外構工事及び仮設校舎・既存施設解体撤去等を含む。）を通じて、児童が安全かつ円滑に登下校できる動線を確保すること。また、近接する既存の曙学童保育所、新校舎供用開始後の複合施設利用者及び近隣住民等の移動の安全に十分配慮した動線の確保や安全対策等を行うこ

と。

- ・ 隣接する物件、道路、公共施設等に損傷を与えないよう留意し、工事中に万一発生した損傷等については、事業者を窓口として、必要となる補修及び補償等を、自らの責任と負担において対応すること。
- ・ 建設業務の実施にあたり、知り得た情報や市から貸与・提供された関連資料等に関して第三者に漏らしてはならない。
- ・ 事業者は「東京都建築工事標準仕様書」、「東京都電気設備工事標準仕様書」、「東京都機械設備工事標準仕様書」（編集：東京都財務局建築保全部技術管理課）最新版に準拠し、その他記載の無いものについては、「公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）を基準とし、業務を遂行すること。

(2) 工事計画策定にあたり留意すべき項目

- ・ 関連法令等を遵守するとともに、関連要綱や各種基準等を参照して適切な工事計画を策定すること。
- ・ 建設工事に伴い想定される騒音、振動、悪臭、粉塵、交通渋滞等については、近隣住民等の生活環境に与える影響を勘案し、合理的に要求される範囲の対応を講じて影響を最小限に抑えるための工夫を行うこと。
- ・ 近隣住民等への対応について事業者は市に対して事前及び事後にその内容及び結果を報告すること。
- ・ 近隣住民等へ工事内容を周知徹底して理解を得て、作業時間の了承を得ること。

(3) 実施体制

- ・ 事業者は、現場代理人及び主任技術者又は監理技術者（以下「主任技術者等」という。）を定めて工事現場に配置し、市に報告すること。現場代理人は、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行うこと。
- ・ 主任技術者等は本事業に専任で配置し、施工計画書の作成、工程管理、品質管理その他技術上の管理及び当該工事に従事する者の技術上の指導監督を行うこと。
- ・ 監理技術者は、建設業法第 27 条の 18 第 1 項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者で、監理技術者講習修了証の交付を受けている者とする。
- ・ 業務実施体制について、業務の開始前に市の承諾を受けること。なお、現場代理人及び主任技術者等の変更はやむを得ない状況を除いて不可とする。また、現場代理人及び主任技術者等は、その内容に応じ、必要な知識及び技能を有する者とする。

(4) 着工前業務

1) 各種申請業務

計画通知申請等の建築工事に伴う各種手続きを事業スケジュールに支障がないように実施すること。必要に応じて、各種許認可等の書類の写しを市に提出すること。

2) 近隣調査・準備調査等

- ・ 建設工事の着工に先立ち、近隣住民との調整及び建築準備調査等（周辺家屋影響調査を含む。）を十分に行い、近隣住民の理解のもとに、工事の円滑な進行を確保すること。
- ・ 建物工事による近隣住民等への影響を検討し、問題があれば適切な対策を講じること。また、工事完了後についても建物工事による近隣住民等への影響がないか確認すること。
- ・ 近隣住民等への説明等を実施し、工事工程等についての理解を得ること。
- ・ 建設業務の実施に関連して調査が必要となる場合、着手前に「調査計画書」を提出し、市の承認を受けること。事業者が実施する調査に関して、市の協力を必要とする場合は、事業者からの合理的な依頼内容に対して市は協力する。

3) 施工計画書の提出

工事手順等は、事業者の提案によるものとするが、着工前に、建設業務計画書（総合施工計画書、詳細工程表、工事实施体制図等）を作成し、工事着手届出書及び現場代理人及び主任技術者等通知書とともに提出して市の承認を受けること。当該計画書の作成にあたり建設工事を安全かつ円滑に実施するため、市の協力を必要とする場合は、事業者からの合理的な依頼内容に対して市は協力する。

その他工事関係書類については、市ホームページ「工事書類作成の手引き」に掲載されている「建築・電気・機械設備工事書類の作成の手引き」による。各種書類は、事業者が作成し、工事監理者の承諾を受けたものを市に提出・報告すること。

(5) 建設期間中業務

1) 基本事項

事業者は関係法令等を遵守し、設計図書及び建設業務計画書に従って、本施設の建設工事を安全かつ円滑に実施すること。なお、事業期間中、第二小学校南の立川市公共下水道緑川幹線の下水道事業管理用地（以下、「事業用地」という。添付資料 13「立川市公共下水道緑川幹線用地図」を参照。）の利用が可能である。本事業用地の活用等を通じた工事の効率化や安全性の向上、校庭面積確保に努めること。

- ・ 工事の記録は、本施設の工事現場に常に整備すること。
- ・ 工事の進捗状況は、市に毎月報告すること。また、市が要請した場合は、施工の事前説明及び事後報告を行うこと。
- ・ 市は、事業者が開催する工程会議に立会うことができる。また、随時、工事現場において施工状況の確認を行うことができる。
- ・ 工事関係車両は、あらかじめ周辺道路の状況を十分に把握し、安全運転の徹底、誘導員の配置、通行制限、案内看板等の設置など、周辺道路に関して万全の安全対策を講じること。

- ・ 敷地内には、工事関係車両の駐車スペースを十分に確保し、周辺道路での待機を回避するとともにアイドリングストップを徹底すること。
- ・ 工事に必要となる電気・水道等は、事業者の責任において調達すること。
- ・ 工事により発生した建設副産物は、関係法令等に基づいて適切に処理し、積極的に再資源化等を図ること。
- ・ 工事は原則として月曜日から土曜日まで（祝日は除く。）の午前8時30分から午後6時までとすること。ただし、やむを得ず上記の時間外に作業を行う場合には事前に市と協議し、承諾を得ること。
- ・ 工事用の大型車両は、計画地の南東角からの出入りを想定しているが、児童や近隣住民等に対する安全性が確保できることを条件として、事業者が別の出入口を設置する提案も可能とする。
- ・ 市は本事業の建設工事期間中に工事現場内で技術研修を予定している。事業者は、市と協議のうえ協力すること。

2) 建設工事

各種関係法令等及び工事の安全等に関する指針等を遵守し、設計図書及び施工計画書に従って建設を実施すること。工事施工においては、次の事項に留意すること。

- ・ 事業者は、基礎、構造躯体、隠蔽される部分等について、必要に応じて、各種検査・試験及び中間検査を行うこと。なお、検査・試験の項目及び日程については、事前に市に連絡することとし、各種検査の記録を報告書、写真をもって報告すること。
- ・ 建設工事に伴い産業廃棄物や残土が発生する場合は、それらを処分場まで運搬し、適切に処分すること。

3) 什器・備品等の調達及び設置業務

設計図書に基づき、添付資料10「諸室諸元リスト」に示す什器・備品等のうち事業者が調達・設置するものについては、添付資料10「諸室諸元リスト」に示すものと同様以上の性能及び機能を有する什器・備品などの製作及び設置を行うこと。

什器・備品等の仕様については事業者の提案に基づき、市との協議を経て、決定する。

4) 近隣対応・対策業務

- ・ 工事現場内の安全対策を徹底するとともに、建設工事に伴う近隣住民等への影響抑制及び事故防止を図るために万全の対策を講じること。
- ・ 工事に伴い近隣住民等及び周辺地域に損害又は被害が発生した場合の修繕・補償等については、事業者が負担すること。
- ・ 敷地境界周辺で調査や作業を実施するにあたり、やむを得ず隣地に立ち入る場合には、事前に当該所有者等と協議したうえで適切に対応すること。
- ・ 事業者は、工事に伴う騒音、振動、悪臭、粉塵等の発生、排水処理及び敷地周辺道路

の泥汚れ、交通量の増加など、近隣住民等に及ぼす影響を最小限に抑制するため、事業者の責任において、合理的に要求される範囲の適切な対策を実施すること。

- ・ 事業者は、着工前に近隣住民等に工事内容及び作業時間等に関する説明等を実施し、理解を得ること。工事期間中についても、必要な施工状況の説明及び調整を行い、円滑に工事を実施すること。
- ・ 各種工事は、近隣住民等からの苦情等が発生しないよう留意して実施すること。苦情等が発生した場合は、事業者を窓口として工程に支障がないよう必要な措置を講じること。
- ・ 事業者は、近隣住民等への対応について、事前及び事後にその内容及び結果を市に報告すること。

5) 電波障害対策業務

建設業務の実施に伴い近隣に電波障害が発生した場合、事業者は工事期間中に適切な対策を実施すること。

6) 保険等

建設期間中、事業者は工事目的物及び工事材料等に火災保険、建設工事保険及び第三者賠償責任保険を付保すること。

(6) 完成時業務

1) 完工検査及び完了検査

- ・ 事業者は、自らの責任及び費用において、完工検査を実施すること。事業者が完工検査を実施する際は、実施日の14日前までに市に書面で通知すること。市は必要に応じて事業者が実施する完工検査に立会うことができる。
- ・ 事業者は、完工検査の結果について、検査済証その他の検査結果に関する書面の写しを添えて市に報告すること。
- ・ 市は、事業者による完工検査の終了後、必要書類を受け付けたうえで、完了検査を実施する。
- ・ 完了検査は事業者立会いのもとで、市が承認した設計図書との照合により実施する。
- ・ 完了検査の結果、市が是正や改善等が必要と判断した場合、期限を定め、事業者へ書面により指示を行う。事業者は、書面の指示内容に基づき速やかに対応し、期日までに是正等を完了させ、再検査を受けること。
- ・ 事業者は完工検査の実施前に、室内のホルムアルデヒドや揮発性有機化合物等の濃度測定を行い、「学校環境衛生基準」の基準値以下であることを確認し、市に報告すること。濃度の基準値については、測定時の最新基準とすること。
- ・ 指針値が決められていない有害物質についても、空気質の安全性を確保する観点から、建設業務の実施にあたり、建築材料等に含まれる揮発性有機化合物を十分に確認して発生を抑制すること。

2) 竣工引渡し

- ・ 事業者は市に対して施設整備請負契約書に記載する必要書類及び鍵の提出とともに日付を明記した書面により本施設の引渡しを行うこと。なお、鍵については、鍵番号一覧表を作成し、キーボックス等に収納した状態で受渡しを行うこと。
- ・ 各種設備等の使用方法について、操作・運用マニュアルを作成し、市に提出するとともに当該マニュアルの説明を行うこと。

3) 完成図書の提出

事業者は、本施設の完成時に次の完成図書を提出すること。

a	工事完了届：	1部
b	工事記録写真：	1部
c	完成写真（アルバムとして作成）：	2部
d	竣工図（建築）：	一式（A1）1部、（A3）4部
e	竣工図（電気設備）：	一式（A1）1部、（A3）4部
f	竣工図（機械設備）：	一式（A1）1部、（A3）4部
g	竣工図（什器・備品配置表）：	一式（A1）1部、（A3）4部
h	竣工図（設計変更確認図）：	1部
i	什器・備品リスト及びカタログ：	1部
j	各種品質確認記録：	1部
k	打合せ記録簿（定例会議等）：	1部
l	契約目的物引渡し書：	1部
m	保証書、同一覧表：	1部
n	鍵引渡書（鍵番号一覧表共）：	1部
o	メーカーリスト（建築版、設備版、什器備品版）：	1部
p	設備機器仕様・規格・取り扱い説明一覧表：	1部
q	官公庁関係書類、同一覧表（確認申請副本などは頭紙の複写を添付）：	1部
r	予備品リスト：	1部
s	設備機器仕様書・企画書及び取扱説明書：	1部
t	要求水準書との整合性の確認結果報告書：	1部
u	事業提案書との整合性の確認結果報告書：	1部
v	保全に関する資料：	1部
w	その他必要書類：	1部
x	上記すべてのデジタルデータ（CADデータ含む）：	4部

第4章 解体撤去等業務に関する要求水準

1. 業務の内容

(1) 解体撤去業務に関する基本事項

既存施設の解体撤去工事は、仮設校舎の供用開始後に着工することを基本とし、児童や教職員をはじめ学校利用者、近隣住民等の安全対策を徹底したうえで実施すること。工事期間は、以下に記載された期間を目安に令和 11(2029)年 1 月に本施設が供用開始できることを前提に、建設期間も考慮した期間を設定し、事業者の提案による。また、新築工事完了後、既存体育館・仮設校舎の解体撤去工事については、令和 11(2029)年 12 月までに事業用地全体の供用を前提に、残りの外構工事期間も考慮した期間を設定し、事業者の提案とする。

既存校舎解体工事期間：令和 8 (2026)年 4 月～令和 9 (2027)年 3 月予定

既存体育館解体工事期間：令和 11(2029)年 1 月～令和 11(2029)年 9 月

仮設校舎解体工事期間：令和 11(2029)年 1 月～令和 11(2029)年 4 月

曙学童保育所の解体工事期間：令和 11(2029)年 1 月～2 月

- ・ 解体撤去業務に係る進捗管理は事業者の責任において実施し、工期を遵守すること。ただし、市の事由又は事業者の責めに帰すことのできない事由、不可抗力などにより、工期の延長が必要となった場合は、対応方法や延長期間等に関して、市と事業者が協議を行い、決定するものとする。
- ・ 事業者は解体工事設計、解体施工計画を行うこと（解体工事設計は、現地調査、解体方法等を記載した図面作成、解体数量・発生材料数量の積算と内訳書の作成、電気・機械設備機器等撤去数量の積算を含む業務）。計画時には予見できない事象が発生した場合は、速やかに市に報告し、対応方法について協議を行うこと。
- ・ 市は解体工事設計、解体施工計画の内容に対して、工程の変更を伴わず、事業者の提案内容を逸脱しない範囲で変更を求めることができる。事業者は、市から計画変更を求められた場合、合理的な理由がない限り、当該変更要求に対応しなければならない。なお、当該変更に伴い費用の増減が発生した場合の措置は、施設整備請負契約書の規定に従うものとする。
- ・ 事業者の事由により、計画内容や工程の変更が発生する場合、直ちに市と協議を行い、承認を受けなければならない。また、解体業務の遂行上、疑義が発生した場合、速やかに市と協議を行い、当該業務に支障のないよう努めなければならない。
- ・ 解体撤去業務に係る進捗管理は、事業者の責任において実施し、工期を遵守すること。ただし、市の事由又は事業者の責めに帰すことのできない事由、不可抗力などにより、工期の延長が必要となった場合は、対応方法や延長期間等に関して、市と事業者が協議を行い、決定するものとする。
- ・ 解体撤去業務に係る関係諸官庁との事前協議及び諸手続き等は、関係法令等に基づき、

工期に支障がないように事業者が適切に実施し、当該協議及び諸手続き等に起因する工事の遅延等については、事業者の責任とする。

- ・ 事業者は、市と十分に打合せ・協議を行うとともに、解体工事設計、解体施工計画の検討内容や進捗状況等を定期的に報告すること。市と事業者との定例会議の開催頻度は、事業者からの提案を踏まえて市が決定する。市と打合せ・協議を行った際は、その内容・結果等について、事業者が都度速やかに書面（打合せ・協議記録簿）を作成し、相互に確認する。
- ・ 事業者は、工程に支障がないように関係機関との協議を適切に行い、その内容について、協議後速やかに市に報告すること。関係機関との協議において、市の協力を必要とする場合は、事業者からの合理的な依頼内容に対して市は協力する。
- ・ 市は解体工事設計、解体施工計画の検討内容について、必要に応じて事業者に随時確認することができるものとし、確認事項等に関して事業者は速やかに対応すること。
- ・ 市への提出書類に関して、各種書類は、事業者が作成し、工事監理者の承諾を受けたものを市に提出・報告すること。
- ・ 解体工事設計、解体施工計画、解体撤去業務の実施にあたり、知り得た情報や市から貸与・提供された関連資料等に関して、第三者に漏らしてはならない。

(2) 新築工事完了後の残工事（外構工事等）に関する基本事項

- ・ 事業者は、新築工事完了後に既存体育館、仮設校舎の解体撤去工事及び外構工事を行うこと。工事期間は令和 11(2029)年 12 月までに事業用地全体の供用が開始できることを前提に事業者の提案とする。
- ・ 外構工事は、児童や教職員をはじめ学校利用者、児童館及び学童保育所利用者、近隣住民等の安全対策を徹底したうえで実施すること。
- ・ 外構工事期間中を通じて、登下校の時間帯については、安全かつ円滑に利用できる徒歩での通学動線を確保すること。
- ・ 外構工事に係る進捗管理は、事業者の責任において実施し、工期を遵守すること。ただし、市の事由又は事業者の責めに帰すことのできない事由、不可抗力などにより、工期の延長が必要となった場合は、対応方法や延長期間等に関して、市と事業者が協議を行い、決定するものとする。
- ・ 外構工事に係る関係諸官庁との事前協議及び諸手続き等は、関係法令等に基づき、工期に支障がないように事業者が適切に実施し、当該協議及び諸手続き等に起因する工事の遅延等については、事業者の責任とする。
- ・ 市への提出書類に関して、各種書類は、事業者が作成し、市に提出・報告すること。
- ・ 外構工事の実施にあたり、知り得た情報や市から貸与・提供された関連資料等に関して、第三者に漏らしてはならない。

(3) 着工前の準備業務

- ・ 工事手順等は、事業者の提案によるものとするが、着工前に解体撤去等業務計画書(施工計画書、詳細工程表、工事実施体制図等)を作成し、市の承認を受けること。当該計画書の作成にあたり、解体撤去工事を安全かつ円滑に実施するため、市の協力を必要とする場合は、事業者からの合理的な依頼内容に対して市は協力する。
- ・ アスベストについては、実施した調査(添付資料5「アスベスト調査報告書」参照)を参考として撤去のための調査を行うこと。アスベストの新たな存在が判明した場合、当該処理費用は合理的な範囲で市が負担する。具体的な処理費用や工期の変更などについては、市との協議のうえで決定する。調査結果は市に報告すること。

(4) 工事期間中の業務内容

- ・ 事業者は、関係法令等を遵守し、解体撤去等業務計画書に従って、既存施設の解体撤去工事を適切に実施すること。地中障害物があることが判明した場合には、当該処理費用は合理的な範囲で市が負担する。具体的な処理費用や工期の変更などについては、市との協議のうえ決定する。
- ・ 解体撤去工事により発生した廃棄物等は、関係法令等に基づいて適切に処理・処分するとともに、積極的に再資源化等を図ること。
- ・ 解体工事設計、解体施工計画業務を遂行するにあたり、不足する図面については、現地の実測などにより、事業者において作成すること。
- ・ 解体撤去工事は原則として月曜日から土曜日まで(祝日は除く。)の午前8時30分から午後6時までとすること。ただし、やむを得ず上記の時間外に作業を行う場合には事前に市と協議し、承諾を得ること。
- ・ 解体撤去工事の記録は、工事現場に常備すること。
- ・ 解体撤去工事の進捗状況は、市に毎月報告すること。

(5) 工事完了時の業務内容

建設業務に関する要求水準に準じる。

(6) 保険

解体撤去工事期間中、事業者は建設工事保険及び第三者賠償責任保険を付保すること。

(7) 近隣対応・対策

建設業務に関する要求水準に準じる。

第5章 仮設校舎建設業務（仮設校舎の解体含む。）に関する要求水準

1. 業務の内容

(1) 基本的な考え方

新校舎建設期間中は仮設校舎を設置して教育活動を行うため、児童や教職員をはじめ学校利用者、近隣住民等の安全対策を徹底したうえで実施すること。仮設校舎は2階建て又は3階建てとし、敷地南側の位置に整備するものとする。可能な限り校庭の広さを確保する配置計画を求める。

仮設校舎設計・建設工事期間：令和7(2025)年1月～令和8(2026)年3月予定

仮設校舎供用期間：令和8(2026)年4月～令和10(2028)年12月予定（引っ越し期間含む。）

仮設校舎解体期間：令和11(2029)年1月～令和11(2029)年4月予定

設計着手前には全体工程を提出し、設計期間、計画通知期間、工事期間を明確に表示すること。工程については厳守すること。

- ・ 添付資料9「仮設校舎の概要」を基に基本設計を行い、市の承認後実施設計を行うこと。なお、3階建ての場合は添付資料9に記載の「建築基準法の緩和に関する基本的な考え方」に基づいて計画すること。
- ・ 配置は、児童が学校生活を送るうえで、騒音・振動などによる影響を極力抑えるよう検討すること。
- ・ 児童・教職員・保護者・来校者等学校利用者動線と、新校舎建設中の工事動線を明確に分け安全性を確保すること。
- ・ 道路から学校及び校舎内の主要な経路には段差を設けないこととし、スロープを設けること。
- ・ 必要な設備・什器・備品については、新校舎と同様の考え方である。添付資料10「諸室諸元リスト」を参考とし、市と調整を行うこと。
- ・ 建物及びエレベーター、設備機器等の保守点検を行うこと。
- ・ 鉄骨造とし、耐震性については、重要度係数を1.00とする。
- ・ 仮設校舎撤去後は、校庭整備工事や外構工事を行うこと。
- ・ 仮設建築物の許可を取得することにより建築基準法その他の法令の制限を緩和可能な場合は、準耐火建築物の仕様でない各社仕様製品の使用を可とする。この場合において、特定行政庁との打合せを密に行うこと。なお、法令の制限緩和等による仕様製品の変更に伴う諸費用は事業者の負担とする。
- ・ 意匠は各社仕様に準ずる。関係法令等を遵守し、市と打合せのうえ仕様等を決定すること。

- ・ 本業務に使用する材料、製品は所定の機能及び耐力を有すること。
- ・ リース品を用いる場合であっても、品質が保証できるものとする。
- ・ 既存校舎から仮設校舎への什器等の移設については市が行う。
- ・ ごみ置き場、物置は既成品も可とし風雨に対応できるようにすること。
- ・ 最上階天井裏及び建物外周の壁には、断熱材（グラスウール t=50 24Kg 品又はこれと同等の性能を有するもの）を充填すること。
- ・ 天井高は、概ね 2,500mm 以上とするが、協議のうえに変更することは可とする。
- ・ 地耐力の確認のため平板載荷試験を行うこと。
- ・ 床荷重については、建築基準法等の関係法令等に準拠すること。
- ・ 使用する主要な構造部材については品質の証明ができる書類を添付すること。
- ・ 出入口には庇を設けること。出幅 1,800mm 程度、下地は鉄骨とし屋根材は折板程度とする。なお、給食配膳室の搬入出入口の庇については搬入作業に支障がないような大きさとする。用務員室にも出入口を設け、庇を設けること。
- ・ サッシは防音対策として二重サッシ又はこれと同等の性能を有するものとし、引違窓とすること。また、指挟み防止措置を行う等の配慮を行うこと。
- ・ 外周部サッシは落下防止のため、はずれ止め対策を行うこと。
- ・ 構造上、必要なブレースが窓に干渉することは可とする。ただし、必要最小限とし、児童が触れることを想定し、パッドで覆うなどの適切な保護処理を施すこと。建築物内の壁ブレースについては内装材で隠蔽すること。
- ・ 屋根は二重折半工法とし、断熱性能及び防音性能を考慮すること。
- ・ 屋外階段は建築基準法で定める避難階段と同等の性能を有し、屋根又は庇及び蹴込板を設けること。
- ・ すべての什器に転倒防止金具を設置し、重量物設置箇所及び重量物の設置が見込まれる箇所については床補強を行うこと。
- ・ 床補強の必要な部屋は校長室（金庫）、事務室（金庫）、職員室（金庫）、配膳室 1 階（保冷库やコンテナ等）、エレベーター出入口、音楽室（グランドピアノ）を見込んでいる。なお、補強については各社仕様とすること。
- ・ 廊下に設置する掲示板・荷物吊り下げフック等は、廊下壁面に設置すること。
- ・ 屋外に掲揚ポール 3 本を設置すること。設置場所については、市と協議のうえ決定すること。
- ・ 点字ブロックについては、利用中に剥がれることが無いように留意し、万が一剥がれた場合は早急に対応すること。
- ・ 仮設校舎建設に支障が生じる樹木については、必要最低限の伐採・伐根をすること。
- ・ 配膳室に関しては、新校舎配膳室の水準に準ずるとともに、市と十分に調整すること。

- ・ 基礎工事に関しては、ガラの処分を徹底して行うこと。
- ・ 電気設備の種類は以下とし、仮設校舎の設置に必要な設備を設けること。設置については市と協議すること。

ア 電灯・コンセント設備

- ・ 各室の用途や利用形態、安全性、利便性などを考慮して、適切な位置・数のコンセントを設置すること。低学年の普通教室及び特別支援教室には、タブレット端末の充電保管庫を設置することに留意すること。
- ・ コンセントには、必要に応じて、被雷対策や防水・漏電防止対策を講じること。
- ・ 照明器具には、「学校環境衛生基準」に基づき適切な照度を確保できるLED照明を採用すること。なお、照明設備計画にあたっては、自然採光を積極的に取り入れるなど、照明負荷の削減を十分に配慮すること。
- ・ 照明器具は、必要に応じて、電球等の破損による破片の飛散防止対策を講じること。
- ・ 非常照明及び誘導灯（バッテリー内蔵型）は、関係法令等に基づき設置すること。
- ・ 人感センサーや照度センサー等による照明制御を適宜導入し、消費電力を低減できる計画とすること。
- ・ 夜間における安全性や防犯性を考慮し、必要な箇所に適切な照度を確保できる外灯（屋外照明設備）を計画すること。

イ 幹線・動力設備

- ・ 空調設備やポンプ類等の動力制御盤の設置、配管配線工事及び幹線工事を行うこと。
- ・ 動力盤、分電盤の設置位置は市と協議すること。各機器の近くで電源を入り切りできるなど、維持管理面の安全性に配慮し、必要に応じて漏電防止対策を講じること。
- ・ ケーブルラックや配管仕様は、耐候性を考慮して選定すること。

ウ 受変電設備

- ・ 新規単独引込とし、仮設にてキュービクルを設置し受変電を行うこと。
- ・ 引込位置等については電力供給会社と協議のうえで決定すること。また、敷地内の配線に1号柱及び架空配線に必要な電柱を建柱し配線すること。
- ・ 大雨や台風による浸水・冠水対策等を考慮した配置・構造とすること。
- ・ 変圧器は、負荷系統に適した構成とすること。
- ・ 電源設備は、通信・情報・音響等に高調波等の影響を及ぼさないこと。
- ・ 幹線設備は、電圧降下に配慮して設置すること。
- ・ 仮設キュービクルは、学校運営上支障のない位置に設置し、安全確保のため防護柵を設置すること（リース品でも可とし、防護柵は高さ1,800mmのネットフェンス程度とする。）。電気主任技術者については、必要に応じて配置し、各関連機関と協議のうえ業務を遂行すること。

工 誘導支援設備

- ・ 主要な敷地出入口（門扉）及び来校者用・職員用玄関の外部には、インターホンを設置すること。親機は、事務室及び職員室に設置すること。
- ・ エレベーター及び車椅子対応トイレには、呼出ボタンを設置すること。異常の表示盤は、事務室に設置すること。

オ 情報通信設備

(ア) 情報通信設備全般

- ・ ICT活用のための環境整理として、高速通信ネットワーク環境の整備を行うこと。
- ・ 校長室、職員室、事務室、保健室及び図書室は、有線LANが使用できるように配管配線工事を行うこと。
- ・ 仮設校舎内のすべての諸室において、無線LAN（Wi-Fiルーターを含む。）が利用できるように整備すること。
- ・ 回線契約は1Gbpsベストエフォート以上を想定すること。
- ・ PCなど情報端末への配線は利用箇所付近まで埋め込み式とすること。フレキシブルな家具レイアウトが必要な職員室及び事務室は、配線取出しが自由に行えるよう2重床などで配線すること。
- ・ LANケーブルはカテゴリ6A以上の規格とし、単体の敷設距離が100mを超える場合はネットワーク中継ハブで中継を行いネットワークパフォーマンスの維持を図ること。

(イ) LGWANネットワーク（立川市系）

- ・ 職員室内に、ONUの設置場所を設け、校長室・職員室・事務室にLANを設置すること。
- ・ 回線の移設費についても見込むこと。
- ・ 機器類は、既設利用とすること。

(ウ) 学習系ネットワーク

- ・ インターネット回線の移設費についても見込むこと。
- ・ 各教室にWi-Fi及びLANを整備すること（Wi-Fi機器は移設）。
- ・ 校舎内のすべての諸室及び体育館にLAN用アウトレットを整備すること。
- ・ 配線工事、配管工事及びLAN用アウトレットの設置までを見込むこと。
- ・ 引込位置、配管ルート等については関連機関との協議のうえで決定すること。

(エ) 校務系ネットワーク

- ・ 校長室、職員室、事務室、保健室及び図書室にインターネットに接続されたLANを設置すること。

カ 電話設備

- ・ 職員室、事務室、校長室及び保健室で外線電話が使用できるように配管配線工事を行い、また、校内諸室に内線電話を設置すること。設置する室は、添付資料 10「諸室諸元リスト」参照のこと。外線用の電話機は、教職員の業務時間外においては、業務時間外である旨を案内する転送サービスにつなげるとともに、録音機能付きとすること。
- ・ 外線用の電話機は、相手の電話番号が表示されるものとする。
- ・ 機器は既存校舎からの移設とはせず新設とし、回線の移設費についても見込むこと。

キ 時刻表示装置

- ・ 時計は、正確な時刻が表示されるものを採用し、視認性の良い位置に設置すること。
- ・ 校庭からの視認性の良い位置に、屋外時計（電気時計）を設置すること。

ク 放送設備

- ・ 校舎・体育館、校庭等を含む敷地全体の必要箇所に放送できるように計画すること。
- ・ 校庭用放送設備については、近隣への騒音に十分配慮すること。また、消防法に定める非常放送設備やBGM、チャイムなど学校運営に必要な設備を設置すること。

ケ テレビ共同視聴設備

- ・ 電波の受信状況を考慮し、適切な設備を設置すること。非常時に、事務室、職員室及び校長室で正確な情報が常時視聴できるようにすること。

コ 機械警備設備

- ・ 機器は既存校舎からの移設とはせず新設とすること。
- ・ 仮設校舎での機械警備に関しては管理運営も含め事業者の負担とすること。
- ・ 機械警備は廊下要所及び各主要室での天井センサー監視及び1階主要出入口のドア開閉センサーとする。センサーの位置等の詳細は市と協議のうえで決定すること。
- ・ 機械警備の開始は引渡し日からとすること。

サ 防犯カメラ設備

- ・ 機器は既存校舎からの移設とはせず新設とすること。
- ・ 防犯カメラの設置位置等の詳細については、市と協議のうえで決定すること。
- ・ 撤去時の録画データの消去については、市と協議のうえで決定すること。

シ 非常通報設備（学校 110 番設備）

- ・ 緊急時に警察へ通報することができる非常通報装置（学校 110 番）を、職員室（本体）と事務室（No. 2 ボタン）に設置すること。

ス 防災設備

- ・ 関係法令等に基づき、各種防災設備（消火設備、警報設備、避難設備等）を適切に設置すること。
- ・ ガスを使用する室には、ガス漏れ検知器を設置すること。

- ・ 固定系防災行政無線（スピーカー）を移設すること。
- ・ 地域系防災無線のアンテナ設置及び事務室又は職員室までのD10 ケーブルを見込むこと。
- ・ 事務室又は職員室に地域系防災無線用のコンセントを設置すること。
- ・ 機器の移設も見込むこと。
- ・ 備蓄品及び飲料水等を保管することのできるスペース(40 m²程度)を確保すること。

セ 自動制御設備

- ・ 空調設備と換気設備は、遠方発停制御が可能なものとする。

ソ 空調設備

- ・ 感染症拡大防止の観点から踏まえ、外気温に関わらず、換気が可能なしくみを導入すること。
- ・ 仮設校舎内の諸室は全室に空調を完備することを基本とする（教材室・倉庫・特別教室の準備室や楽器庫・1階以外の配膳室は除く。）。共用部（廊下・階段・トイレ）の空調設備は整備しないことを基本とする。
- ・ 積極的に自然エネルギーを導入して、快適な温熱環境を保持できるように計画すること。
- ・ 空調システムは、各室の用途や利用形態、ランニングコストなどを考慮したうえで、事業者の提案とすること。
- ・ 学習環境や近隣への影響（騒音、臭気、振動、排熱等）に配慮すること。
- ・ 室内における温度分布の不均一や気流による不快感等に配慮すること。
- ・ 運用性を考慮し、事務室には自動進角装置、諸室には個別リモコンを設置すること。
- ・ 室外機には、必要な安全対策を講ずること。

タ 換気設備

- ・ 校舎内の換気設備は、各室の用途や利用形態などを考慮するとともに、各室・空間の形状等も踏まえて、適切に計画すること。
- ・ シックハウス症候群の影響に配慮し、十分な対策を講ずること。
- ・ 外気を取り込む換気口のフィルターは、取り外しや洗浄等を容易に行うことが可能な構造とすること。

チ 給水給湯設備

- ・ 必要容量の受水槽を設置し、緊急遮断弁及び非常用給水栓を設けること。ただし、水圧が確保できる場合は、10 トン分の受水槽を設置し、それ以外は直結給水とすること。
- ・ 仮設校舎外部に手洗い場を3箇所、足洗い場を2箇所程度見込むこと。なお、既成品使用も可とする。

ツ 排水衛生設備

- ・ 汚水及び雑排水は、適切に下水道に接続し、通気管やマンホール等からの臭気により不快を感じないように配慮すること。なお、排水に関しては、自然勾配によることを基本とし、ポンプアップはできる限り行わないこと。
- ・ 1階には車椅子使用者、高齢者、妊婦、乳幼児を連れた方、人工肛門・人口膀胱の方（オストメイト）など、誰もが円滑に利用することができるようにするとともに、更衣等も可能なプライバシーに配慮したトイレを整備すること。

テ ガス設備

- ・ 諸室へ安全に供給できるように計画し、ガス漏れ警報器や緊急遮断弁等の設置により安全性を高めること。
- ・ ガスはプロパンガスで施工することも可だが、必要設備（ガスコンロやバーナー等現在の学校で使用しているガス器具）は、事業者の負担とする。

ト 昇降機設備

- ・ 校舎には、バリアフリー対応のエレベーター1基を設置すること。
- ・ 各階の配膳室内には小荷物専用昇降機を設置すること。

ナ 外構

- ・ 仮設校舎設置後も校庭の一部は、暫定的に使用するため、雨天時のぬかるみ等がないよう仮設校舎とレベルを調整し、ダスト舗装等を行い不陸のないものとする。
- ・ その他、建設業務に関する要求水準に準じる。

(2) 着工前業務

建設業務に関する要求水準に準じる。

(3) 建設期間中業務

仮設校舎の設置・解体時の工事使用可能エリアは、市と協議のうえで決定すること。

その他、建設業務に関する要求水準に準じる。

(4) 完成時の業務

建設業務に関する要求水準に準じる。

(5) 保険等

工事期間中、事業者は建設工事保険及び第三者賠償責任保険を付保すること。

(6) 近隣対応・対策業務

建設業務に関する要求水準に準じる。

■添付資料一覧

資料番号	資料名称	取得方法
添付資料 1	案内図	市HP/CD
添付資料 2	現況図	CDのみ
添付資料 3	測量図	CDのみ
添付資料 4	地質調査報告書	市HP/CD
添付資料 5	アスベスト調査報告書	CDのみ
添付資料 6	既存建築物竣工図	CDのみ
添付資料 7	確認検査済証	市HP/CD
添付資料 8	動線・配置に関する参考イメージ図	市HP/CD
添付資料 9	仮設校舎の概要	市HP/CD
添付資料 10	諸室諸元リスト	市HP/CD
添付資料 11	卒業制作物等移転先リスト	市HP/CD
添付資料 12	モニタリングの考え方	市HP/CD
添付資料 13	立川市公共下水道緑川幹線用地図	市HP/CD

※取得方法がCDのみの資料の確認にあたっては、立川市財務部契約課にて借用手続きを行うこと。

※上記のすべての資料の入手及び確認が、プロポーザル参加者における発注図書の確認となるため、CDのみの資料の借用を行わずにプロポーザルに参加した場合は、開札の際に「無効」として取り扱う。